

## 第四回 震災ボランティア・NPO等と各省庁との定例連絡会議

6月1日（水）午後4時～6時 於：日本青年会議所 JC会館

【主催】東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）<http://www.jpn-civil.net/>

### 【目的】

東日本大震災の被災者を支援するボランティア活動等を進めていくうえで、知つておいた方が望ましい各省庁などの支援策について、被災者支援を行っているボランティア団体・NPO等などが説明を受けます。

また、それぞれの団体が、ボランティア活動等を通じて必要と思われる支援策に関わる情報を関係省庁にも提供することで、今後長期に及ぶ被災者の支援を、より被災者の方にとって望ましい内容になるよう連携できる「場づくり」を目的とします。

### 【プログラム（予定）】

司会：水谷衣里／進行：松原明（シーズ・市民活動を支える制度をつくる会副代表）

#### 16時開会

主催者挨拶・政府側出席者ご紹介

●JCN 現地会議 in 宮城（5/25）の報告（20分）

●テーマについて意見交換（30分×2）

A：被災地での高齢者ケアについて

厚生労働省老健局振興課 井上課長補佐

B：震災ボランティア活動の一層の促進について

内閣官房震災ボランティア連携室 藤井参事官

●政府側からの情報提供、ボランティア団体・NPOからの要望・提案など（40分）

省庁からの報告・情報提供や、文書を提出しているNPOからの要望・提案など

#### 18時閉会

※18時の終了後、参加者間での自由参加形式・無料の情報交換会（延長戦）を企画しています。19時までを目途に、テーマごとに自由な意見交換をしていただけます。

協力：日本ファシリテーション協会（FAJ）

※終了後は、会場の原状復帰・撤収作業にご協力をお願いいたします。

### 【主催者からのお願い】

- ・本日は、混雑が予想されます。ご不便をおかけして申し訳ございませんが、お席は譲り合って、前から詰めてお座りください。
- ・本日は、各メディアの取材や USTREAM・ツイッター中継がございます。あらかじめ、ご了承ください。
- ・意見交換では要望書・提案書をお送りいただいた方・お配りいただいた方の発言を優先いたします。時間に限りがありますので、端的にご発言願います。

※要望書や提案書は、後日 JCN のホームページで公開する予定です。

- ・繰り返しのお願いですが、要望・提案は下記要領で、文書にまとめるようお願いいたします。

・各省庁に対する要望や提案等がある方は、「1：要望・提案・確認事項（箇条書き）、2：その理由、3：所属・氏名・連絡先（電話・メール）」をA4で1枚程度で文書にまとめ、当日までに、JCN制度チーム（シーズ・市民活動を支える制度をつくる会）：[npoweb@abelia.ocn.ne.jp](mailto:npoweb@abelia.ocn.ne.jp)までデータをお送りください。

- ・その他、円滑な進行にご協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申しあげます。

### 【政府からの参加予定者】（順不同、敬称略）

辻元清美首相補佐官（災害ボランティア担当）

内閣官房震災ボランティア連携室：藤井内閣参事官、他

内閣府大臣官房市民活動促進課：北池課長

内閣府 政策統括官（経済社会システム担当）：渡部参事官補佐（社会基盤担当）

内閣府 政策統括官（防災担当）：河元主査（災害予防担当）

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）：小関参事官（総括担当）

厚生労働省 老健局振興課：井上課長補佐

国土交通省 総合政策局政策課：松家課長補佐

気象庁 総務部企画課：森企画調整官

（オブザーバー）

内閣府 被災者生活支援チーム：志賀主査

関係省庁の方で、記載漏れや誤記があるかも知れませんが、ご容赦いただきますようお願いします。

東日本大震災支援全国ネットワーク 定例連絡会議にてNPOから寄せられた提案等一覧  
(第3回定例連絡会議分まで配布資料ベース:制度チームまとめ)

提案日時	提案団体名	提案者名	提案概要	提案詳細
2011.4.07 第1回 連絡会議	NPO法人 全国移動サービスネットワーク	中根 裕	移動支援活動に関する要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送法における自家用有償運送事業者の登録要件の緩和</li> <li>・避難や避難生活中の生活支援を目的とした移動支援活動について、車両運行のガソリン代負担軽減について、緊急施策を実施すること</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興支援のための増税に関する提案、高速道路料金の料金割引制度の中止等各種提案</li> </ul>
	備前市社会福祉協議会	中村守勝	被災者支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共保養施設の活用や企業の保養所の活用</li> </ul>
			復興資金について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興支援のための増税に関する提案、高速道路料金の料金割引制度の中止等各種提案</li> </ul>
	NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会	副代表理事 松原 明	被災したNPO法人に対する救済措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法上義務付けられる手続き・報告等の免除・期限延長</li> <li>・認定NPO法人における一部取り消し要件の免除</li> <li>・NPO法人の事業再開に向けた緊急融資や税制支援</li> <li>・各省庁のNPO法人向け委託事業・補助金等の報告等の簡素化・期限延長</li> </ul>
			被災地の救援・復興活動を行うNPO法人等に対する支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の救援・復興活動を促進するNPO法上の環境整備</li> <li>・寄付金税額控除や新PST等の平成23年度税制改正の早期実現</li> <li>・認定NPO法人制度や寄付税制の拡充・弾力的運用</li> <li>・中央共同募金会「ボランティア・NPO活動サポート募金」の弾力的運用</li> <li>・内閣府「新しい公共支援事業」交付金の弾力的運用</li> </ul>
	東日本大震災復興支援市民活動ネットワーク宮城	-	被災地復興支援に関する紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の活動について実施している旨について、報告及びPRを実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>(①東北キッチャートレーラープロジェクト、②宮城子どもスマイルサポートプロジェクト、③民間個人からの救援物資の収集・運搬、④各プロジェクトの支援金の募集、⑤ベースキャンプの設営・運営、⑥その他復興支援に必要とする活動)</li> </ul> </li> </ul>
2011.4.19 第2回 連絡会議	公益財団法人 さわやか福祉財団	-	復興街づくりに向けた提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の施設化・地域の家庭化の必要性について、提案</li> <li>・地域復興住民協議会について、設立を提案</li> <li>・仮設住宅にふれあいルームを設置することを提案</li> </ul>
	社会福祉法人 中央共同募金会	-	お知らせ	赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」助成応募受付中
	日本福音ルーテル教会	佐藤文敬	生活支援物資について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活物資(食料・身の回り品)の支援体制の全体像とスケジュール表を作成・発表してほしい</li> </ul>
	東日本大震災復興NPO支援全国プロジェクト	-	お知らせ	・フォーラム開催のお知らせ
	NGOボランティアプラットフォーム	-	お知らせ	・ボランティアプラットフォーム開設のお知らせ
	個人	山本憲司	ボランティア宿泊に関する提案	・ボランティアの宿泊・活動拠点として寝台列車を活用
			ボランティア輸送に関する提案	・震災復興トレインを走らせよう
	福島大学・反貧困ネットワークふくしま	-	福島における当面の課題と方向性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次避難所・応急仮設住宅における見守り・相談活動の展開を予定。</li> <li>・実施にあたり、任意団体も委託を受けられるよう、予算措置に柔軟性を持たせてほしい。</li> </ul>
	元気玉プロジェクト実行委員会 (寺子屋方丈舎、素材広場、会津の食ルネッサンス、明天)	-	避難者のニーズに基づいた長期支援の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「会津つなプロ！」の実施</li> <li>・実行委員会参加メンバーが培ったネットワークや専門性を生かした支援プログラムの実施</li> <li>・あいづ長期復興連携会議の立ち上げ</li> </ul>
	NPO法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会	副代表理事 松原 明	被災したNPO法人に対する救済措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法上義務付けられる手続き・報告等の免除・期限延長</li> </ul>
			被災地の救援・復興活動を行うNPO法人等に対する支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人の救援・復興活動を促進するNPO法上の環境整備</li> <li>・中央共同募金会「ボランティア・NPO活動サポート募金」の弾力的運用</li> </ul>

2011.5.12 第3回 連絡会議	NPO法人レスキューストックヤード	代表理事 栗田 暢之	各省庁からのお知らせについて	・各省庁からの重要なお知らせ(食中毒・風水害・自殺防止等)はボランティアが被災者に直接手渡したいので、ペーパーを提供してほしい
	アースデイ東京タワー・ボランティアセンター 都市生活者の農力向上委員会	-	ボランティアの必要性 PR	・GW後もボランティアは必要であるということを官民あげてPR
	NPOビジネス・サポート	木村 忠夫	災害時用大規模貯留施設等の設置を全国展開	・災害時用大規模貯留施設等を東北を中心に全国的に設置
	ヒューマンライツ・ナウ	-	被災者の住居の権利と 十分な生活支援のために	・仮設住宅の促進 ・民間住宅の利用の促進 ・遠隔避難者への支援 ・仮設住宅移転後の災害救助 ・避難所の立ち退きは最後の手段とすること ・災害救助法の徹底・義捐金の早期給付
	渡波復興支援Revival	森田 広美	宮城県石巻市渡波への支援	・現場の避難所を回っての女性の現状把握・ニーズ調査と改善 ・県・自治体職員への協力や支援の拡充
	東日本大震災支援今治	-	要望・提案	・民間ボランティアへの活動資金の援助 ・仮設住宅のトイレ・仮設トイレを洋式バイオトイレへ ・20キロ圏内のペット保護のための立ち入り許可
	あきたNPOセンター・秋田ボランティア協会	佐々木久長 菅原雄一	通院等移動困難者への特別支援措置について	・中古車の車検期間延長か仮ナンバーで一定期間走行可に ・被災者を現地で「緊急雇用」の方式を適用
	旧光が丘第2小学校一時避難所 ボランティア	芹澤 里枝	県外避難者への対応  全般的な対応	・就労確保、支援の強化 ・被災者がどこに避難しても情報が得られる仕組み  ・各省庁、自治体のインターネットサイトの携帯電話対応 ・情報入手手段のない高齢者等への定期訪問や情報伝達
	認定NPO法人自然環境復元協会	副理事長 恵 小百合	人を超えた災害を人智で超えるために	・専門性を持った人材の確保 ・中古漁船の活用 ・災害廃棄物縮減対策としてチップマルチによる健康被害防止 ・仮設住宅の生活環境整備 他
	すペーすアライズ	代表 麻島澄江	「被災者の多様なニーズに対応した支援について」の周知	・「被災者の多様なニーズに対応した支援について」の周知 ・政府の体制強化と民間団体との連携強化・財政支援
	日本緊急援助隊	代表 ケン・ジョセフ	要望・確認事項	・社会福祉協議会と避難所の関係 ・放射能・アスベストのレベル ・避難所の食事「献立」の決定機関 他

## 被災者の多様なニーズに対応した支援について

東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに、内閣府を中心に取りまとめを行ったものです。

子ども	・・・	1ページ
女性	・・・	9ページ
高齢者	・・・	15ページ
障害者	・・・	17ページ
心のケア	・・・	20ページ

《平成23年5月9日現在》

## 【担当・問い合わせ先】

子ども : 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

女性 : 内閣府男女共同参画局推進課

高齢者 : 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

障害者 : 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

心のケア : 厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課

全体 : 内閣府男女共同参画局総務課

[ 内 閣 府 : 03-5253-2111 (代表) ]  
[ 厚生労働省 : 03-5253-1111 (代表) ]

# 子どものニーズに対応した支援

## テーマ：子どもの安全・安心

### 課題：警察官による子どもへの支援

- 避難所での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、女性警察官等が避難所を訪問して、被災者の方から様々な相談をお受けするなど、支援活動を行っています。このため、全国の警察から女性警察官等を岩手県、宮城県、福島県に派遣しています。

<警察庁生活安全局>

- 被災地の警察官に加え、全国から岩手県、宮城県、福島県に対し、警察官やパトロールカーを派遣し、警戒・警ら活動を実施しています。特に、4月18日からは、避難所周辺において警戒・警ら活動等を行う体制を強化するため、全国警察の警備部隊約1,000人を新たに派遣しています。

<警察庁生活安全局、警備局>

## テーマ：福祉（心のケア含む）

### 課題：両親を亡くした又は両親が行方不明の児童（要援護児童）等被災した児童への対応

- 被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに、要援護児童の確認、要援護児童との面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 平成23年度第1次補正予算において、被災した児童への相談・援助に要する費用を計上しています。（安心こども基金の積み増し）

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### 課題：子どもの心身の健康管理

- 3月18日に、保健師等が被災地で避難している乳幼児・子ども等への専門的な支援にあたる際のポイントをまとめ、自治体に周知しています。（4月14日改訂版発出。）

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

## 課題：心のケア等

- 子どもの心のケアに関する手引きを民間団体と協力して、地方公共団体、児童相談所、児童福祉施設等へ配布しました。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 心のケアを含む健康相談を行うなど、被災児童等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮することを各地方公共団体に要請しています。

<文部科学省スポーツ・青少年局>

- 平成 22 年度「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」を緊急に活用して、全額国庫負担により、臨床心理士等を被災地に派遣しています。

<文部科学省スポーツ・青少年局>

- 平成 23 年度「スクールカウンセラー等活用事業」において、被災地の公立のすべての小・中・高等学校等にスクールカウンセラー等の緊急支援配置ができるよう必要な経費を措置しています。また、被災した児童生徒等の心のケアの充実を図るため、平成 23 年度第 1 次補正予算において、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を計上しています。

<文部科学省初等中等教育局>

- 昨年 9 月に配布した指導参考資料（「子どもの心のケアのために」）を増刷し、被災した県及び市町村教育委員会からの追加配布要望に応じて 4 月 11 日までに発送しました。

<文部科学省スポーツ・青少年局>

- 被災して避難した子どもに対する心のケアや、子どもを温かく迎えるための指導上の工夫、保護者・地域住民等に対する説明等を適切に行い、いじめなどの問題を許さず、子どもの学校生活への適応が図られるよう、必要な指導を行うなどの特段の配慮を各教育委員会等に要請しています。

<文部科学省初等中等教育局>

- 特定非営利活動法人日本グッド・トイ委員会 (<http://goodtoy.org/>) は、被災地の子どもの心のケアを目的に、おもちゃを持参して被災地を巡回し、避難所等の子どもに遊び場を提供する「あそび支援隊」を結成し、4 月上旬に岩手県・宮城県の避難所において活動を開始したところであり、林野庁においてもこの取組に協力しています。

<農林水産省林野庁林政部>

- 経済産業省では、3月25日から特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が実施している「キッズデザイン復興支援プロジェクト」に協力しています。  
(<http://www.kidsdesign.jp/>)

<経済産業省製造産業局>

### 課題：児童福祉施設等の復旧

- 平成23年度第1次補正予算において、被災した児童福祉施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率の引き上げに要する費用を計上しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 平成23年度第1次補正予算において、被災した子育て支援関係事業者等の復旧支援のために、事業再開に要する諸経費を計上しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### **テーマ：情報提供等**

#### 課題：被災地を支援するプログラム

- 被災地からのニーズと支援のマッチングを図るため、文部科学省HP上にポータルサイト「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」を4月1日から開設・運営しています。  
(<http://manabishien.mext.go.jp/>)

これまで学校再開のための机や椅子、鉛筆等の文具、野球用具一式などの支援が実現しているほか、学習支援ボランティアの派遣や学習ドリル、辞書の支援など多くの提案又は要請が行われています。

<文部科学省生涯学習政策局>

### **テーマ：学校・教育**

#### 課題：教職員の加配措置

- 被災地等における教育活動の実態把握に努めつつ、学校運営の本格的な復旧に向け、必要な教職員を確保することが必要です。まずは、被災した教育委員会の要望内容を踏まえ、4月28日付けで加配定数の追加内示を行いました。

<文部科学省初等中等教育局>

### 課題：被災児童生徒等の学校への受入れ

- 被災児童生徒等が域内の学校への受入れを希望してきた場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること等を、各教育委員会等に要請しています。

<文部科学省初等中等教育局>

- 被災者が避難所等においても携帯電話から容易にアクセスできる文部科学省携帯版ウェブサイト(<http://keitai.mext.go.jp/>)等に、各都道府県・指定都市の転学等に関するお問い合わせ窓口や、岩手県、宮城県及び福島県の学校の開校予定に関する情報を掲載しています。

<文部科学省初等中等教育局>

- 岩手県・宮城県・福島県の被災児童生徒の公立学校における4月8日、15日、22日時点の受入れ状況について調査を実施し、各教育委員会等に対し、被災児童生徒の受入れについて適切な対応をとるよう改めて依頼しています。

<文部科学省初等中等教育局>

### 課題：教科書の給与

- 被災により転学した義務教育諸学校の児童生徒への教科書給与について、給与の際に必要となる教科書給与証明書がなくとも可能とするなど、弾力的な運用を実施しています。

<文部科学省初等中等教育局>

### 課題：児童生徒等の就学支援

- 被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対する認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うよう各教育委員会に要請しています。また、被災した児童生徒等の就学支援が適切に行われるよう、平成23年度第1次補正予算に「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を計上しています。

<文部科学省初等中等教育局>

### 課題：学生等への支援

- 大学等に対し被災した学生等の修学上の配慮について周知するとともに、平成23年度当初の授業期間について、大学設置基準に定める学修時間を確保する方策を大学が講じていることを前提に、弾力的に取り扱って差し支えないことを通知しています。

<文部科学省高等教育局>

- 専修学校・各種学校の、震災により被災した地域に関わりのある専修学校・各種学校の受験生及び生徒について入学者選抜・入学手続、卒業・進級、転学等における配慮（授業料等の徴収猶予と減免等を含む）を要請しています。

<文部科学省生涯学習政策局>

- 独立行政法人日本学生支援機構において、震災等により家計が急変し、奨学金が必要となった学生を対象に、緊急採用奨学金（無利子）の申請を随時受け付けています。（<http://www.jasso.go.jp/saiyou/kinkyu/index.html>）

<文部科学省高等教育局>

- 入学金や授業料の徴収猶予・減免等について要請しています（全国の多くの大学で、授業料等減免、奨学金、宿舎支援等を実施しています。）。また、学ぶ意欲のある学生等が、被災により修学を断念する事がないよう、授業料等減免措置や独立行政法人日本学生支援機構の緊急採用奨学金の拡充に係る費用を平成23年度第1次補正予算に計上しています。（<http://www.jasso.go.jp/saiyou/kinkyu/index.html>）

<文部科学省高等教育局>

- 原発関係を含む地震関連情報について、

日本語 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/saigaijohou/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/index.htm))、

英語 (<http://www.mext.go.jp/english/incident/index.htm>)、

中国語 (<http://www.mext.go.jp/english/incident/1303963.htm>)、

韓国語 (<http://www.mext.go.jp/english/incident/1303964.htm>)

により文部科学省HPで情報提供を実施しています。

<文部科学省高等教育局>

- 大阪大学(<http://riwl-disaster.info/>)や東京外国語大学([http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/2011/03/post\\_172.html](http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/2011/03/post_172.html))などの各大学でも17か国語による情報提供を実施しています。

<文部科学省高等教育局>

- 独立行政法人日本学生支援機構では、留学生のための相談窓口を開設しています。（電話：03-5520-6036）

<文部科学省高等教育局>

- 文部科学省と厚生労働省との連名で、内定取消を行わないなどの配慮を主要経済団体に要請しています。また、厚生労働省と連携して内定取消の状況を把握し、大学・高等学校等できめ細やかな就職相談を実施するよう依頼しています。さらに、被災した学生等が首都圏で就職活動を行う際の宿泊施設を無償提供しています。

<文部科学省高等教育局>

- 被災者について、8月に実施する高等学校卒業程度認定試験（第1回）の出願期間を延長しています（4月28日～5月18日 → 4月28日～5月27日）。また、出願時の添付書類（写真等）の提出については、その提出期限を6月30日まで延長しています。

＜文部科学省生涯学習政策局＞

#### 課題：学校施設・社会教育施設等の復旧

- 関係都道県教育委員会等を通じて、被災した学校設置者からの被害報告等により、学校施設・社会教育施設等の被災状況を把握しています。また、学校施設・社会教育施設等の災害復旧事業に要する費用を平成23年度第1次補正予算に計上しています。

＜文部科学省大臣官房文教施設企画部＞

#### 課題：放射線モニタリングの実施・学校施設等の利用

- 福島県は、4月5日～7日に、福島県内（20km圏内の避難地域を除く）の小学校、中学校、幼稚園、保育所及び特別支援学校の校庭・園庭において、空間線量率の測定を実施し、公表しています。

＜文部科学省非常災害対策センター＞

- 4月5日～7日の調査結果を踏まえ、比較的高い測定結果が得られた52の学校等について、詳細な再調査を実施し、公表しています。

＜文部科学省非常災害対策センター＞

- 原子力安全委員会の助言を踏まえた原子力災害対策本部の見解を受け、学校施設等の利用判断に関する暫定的な考え方を示し、4月19日に福島県に通知しています。

＜文部科学省スポーツ・青少年局＞

- 校庭・園庭等で $3.8 \mu\text{Sv}/\text{時間}$ 以上の空間線量率が測定された13の学校等について、国がおよそ週1回実施する校庭等の再調査を4月21日から開始しています。

＜文部科学省非常災害対策センター＞

## テーマ：乳幼児

### 課題：乳幼児が健康診査を受けられる体制の確保

- 3月14日に、避難先自治体において乳幼児健診等の各種母子保健サービスを適切に受けられるよう自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 上記について、被災地ワンストップサービス出張相談による避難所への配付資料により、お知らせしています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### 課題：乳幼児の心身の健康管理

- 3月18日に、保健師等が被災地で避難している乳幼児・子ども等への専門的な支援にあたる際のポイントをまとめ、自治体に周知しています。（4月14日に改訂版を発出。）

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 3月22日に、仮設住宅等に入居した乳幼児等に対して、市町村母子保健事業により支援を行うことを自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 生活支援ニュース第2号において、避難所生活における留意点を掲載しています。  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017y8m.html>)

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### 課題：乳幼児の住居の確保

- 3月22日に被災し避難している乳幼児等について、優先的に住まいの確保に努力することを自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 3月22日に、妊婦、<sup>じょくふ</sup>褥婦及び新生児については、特に保健上の配慮を要するため、医療機関等と相談・連携し、避難所として適切な施設の確保等を自治体に依頼しています（これらの支援が、災害救助法の国庫負担の対象となることをあわせてお知らせしています）。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

## テーマ：情報収集

### 課題：両親を亡くした又は両親が行方不明の児童（要援護児童）等の把握

- 被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、避難所等を巡回するほか、教育委員会とも連携して、要援護児童の現状の把握に努めています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

## 女性のニーズに対応した支援

### テーマ：女性の安全・安心

#### 課題：警察官による女性への支援

- 避難所での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、女性警察官等が避難所を訪問して、被災者の方から様々な相談をお受けするなど、支援活動を行っています。このため、全国の警察から女性警察官等を岩手県、宮城県、福島県に派遣しています。

<警察庁生活安全局>

- 被災地の警察官に加え、全国から岩手県、宮城県、福島県に対し、警察官やパトロールカーを派遣し、警戒・警ら活動を実施しています。特に、4月18日からは、避難所周辺において警戒・警ら活動等を行う体制を強化するため、全国警察の警備部隊約1,000人を新たに派遣しています。

<警察庁生活安全局、警備局>

#### 課題：女性に対する暴力への対応

- 配偶者からの暴力や性暴力の被害に悩む女性の相談窓口として、2月8日から3月27日まで原則24時間の電話相談事業（パープルダイヤル・性暴力・DV相談電話-）を実施しました。また、4月10日から特定非営利活動法人全国女性シェルターネットと日本弁護士連合会が、パープル・ホットライン（0120-941-826）として、24時間の電話相談事業を行っており、内閣府男女共同参画局HPでもご案内しています（<http://www.gender.go.jp/saigai.html>）。

また、避難所生活における女性に対する暴力の予防のための取組については、①警察等による警備強化、②女性に対する暴力に関する相談サービスの提供、③防犯ブザーの貸与等安全な環境の整備などを行うよう、地方自治体等に依頼しています。

<内閣府男女共同参画局>

## テーマ：女性の心のケア

### 課題：女性のための相談窓口の設置

- 女性の皆様が、被災や避難生活などによる様々な悩みを相談できるよう、国や地方自治体が相談窓口を設けていますので、ご利用ください。内閣府男女共同参画局のHPや被災地域の地方紙、避難所に掲示する「壁新聞」などを通じて、相談窓口をお知らせしています。

地方公共団体：岩手県：019-606-1762 宮城県：022-211-2570

福島県：024-522-1010 仙台市：022-224-8702

DV相談ナビ：0570-0-55210

<内閣府男女共同参画局>

- 震災に関する女性の悩み全般に関する相談や、配偶者暴力、性暴力等の女性に対する暴力に関する相談を受ける窓口を、内閣府と地方公共団体と共同で開設します。地方公共団体と共同で電話相談を行うとともに、避難所等を訪問し、直接相談を受け付けるよう準備しています。岩手県では、5月10日より電話相談を開始（0120-240-261）するとともに、避難所等への訪問も順次行います。

<内閣府男女共同参画局>

## テーマ：避難所生活の改善

### 課題：女性に配慮した避難所の設計

避難所運営への女性の参画や女性のニーズの反映

避難所生活における女性に対する暴力の予防のための取組

- 3月16日に、「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」を取りまとめ、地方自治体等への働きかけや、内閣府男女共同参画局HPを通じてお知らせを行っています（<http://www.gender.go.jp/saigai.html>）。

具体的には、女性に配慮した避難所の運営については、①プライバシーを確保できる仕切りの工夫、②男性の目線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備、③安全な男女別トイレ、④乳幼児のいる家庭用エリアの設定などを行うよう依頼しています。

避難所設計への女性の参画や女性のニーズの反映については、①現地支援体制による女性のニーズの把握、②避難所の運営体制への女性の参画、③避難所への意見箱の設置、④女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談サービスなどを行うよう依頼しています。

<内閣府男女共同参画局>

### 課題：女性農業者による被災者支援の取組の円滑化

- 女性農業者グループ等の自主的な取組として、手作りのおにぎりや餅、牛乳、野菜等の食料を、避難所等で生活する被災者へ提供するボランティア活動が各地で展開されています。農林水産省としては、女性農業者団体等からの情報収集に努め、支援活動を行う際の課題等を把握した場合には、災害ボランティア連携チームに報告するなどの対応を行っています。

<農林水産省経営局>

### **テーマ：女性の雇用**

### 課題：産前産後休業等を理由とする解雇等への対応

- 被災された方が、産前産後休業や育児休業を理由とする解雇や性別を理由とする解雇などについてご相談いただけよう、被災地域等の労働局雇用均等室において、きめ細かく相談を受け付けています（連絡先一覧は別添として添付しています）。また、雇用均等室では、こうしたトラブルを未然に防ぐため、事業主などに指導を行っています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### **テーマ：妊娠婦への対応**

### 課題：妊娠の方が健康診査を受けられる体制の確保

- 3月14日に、避難先自治体において妊娠健診等の母子保健サービスを適切に受けられるよう自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 上記について、厚生労働省HP及び被災地ワンストップサービス出張相談による避難所への配付資料により、お知らせしています。（<http://www.mhlw.go.jp/>）

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### 課題：妊娠の方の受け入れ体制の確保

- 妊婦の方の医療機関への受け入れに関して、関係団体や各都道府県に相談窓口の設置を依頼し、設置された窓口について厚生労働省HPに掲載しています。  
(<http://www.mhlw.go.jp/>)

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### 課題：妊産婦の方の心身の健康管理

- 3月18日に、保健師等が被災地で避難している妊産婦等への専門的な支援にあたる際のポイントをまとめ、自治体にお知らせしています。(4月14日に改訂版を発出。)

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 3月22日に、仮設住宅等に入居した妊産婦等に対して、市町村母子保健事業により支援を行うことを自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 生活支援ニュース第2号において、避難所生活における留意点を掲載しています。  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017y8m.html>)

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### 課題：妊産婦の方の住居の確保

- 3月22日に、被災し避難している妊産婦等について、優先的に住まいの確保に努めることを自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 3月22日に、妊婦、<sup>じょくよ</sup>褥婦及び新生児については、特に保健上の配慮を要するため、医療機関等と相談・連携し、避難所として適切な施設の確保等を自治体に依頼しています(これらの支援が、災害救助法の国庫負担の対象となることをあわせてお知らせしています)。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### 課題：授乳時等のプライバシーの確保

- 3月22日に、授乳に関しては、できる限り、間仕切り用パーテーションの設置等の配慮を行うよう自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

### 課題：母乳の放射性物質濃度等に関する調査の実施

- 4月24日から、福島県・関東地方の乳児を持つ授乳婦を対象に、母乳の放射性物質濃度等に関する調査を実施し、4月30日に調査結果を公表しました。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

## テーマ：生活再建等における女性の参画促進

### 課題：女性等の参画促進と生活者のニーズ・視点の反映

- 住民生活の再建を行っていく上で、女性などの様々な生活者のニーズや視点を反映していくことが重要です。このため、阪神・淡路大震災時の好事例など参考になるものを整理し、地方自治体等に情報提供するとともに、内閣府男女共同参画局のHPに掲載しています。（<http://www.gender.go.jp/saigai.html>）

<内閣府男女共同参画局>

## テーマ：情報提供等

### 課題：女性等の相談窓口と避難所における優良事例等の周知

- 4月11日に、各避難所に掲示されている「壁新聞」や地方紙において、女性等の相談窓口をお知らせしています。また、26日には相談窓口に加え、避難所運営における優良事例の紹介について壁新聞を通じてお知らせしています。壁新聞は、総理官邸HP（<http://www.kantei.go.jp/saigai/kabeshinbun/>）からご覧いただけます。

<内閣府男女共同参画局>

### 課題：女性等のニーズ・視点に対する周知・対応

- 3月16日、24日及び4月4日に、女性等のニーズ・視点に対する対応や相談窓口の紹介、優良事例等について地方自治体等に対し、文書にてお知らせするとともに、男女共同参画局HPからご覧いただけます。  
(<http://www.gender.go.jp/saigai.html>)

<内閣府男女共同参画局>

- 被災地等において、女性のニーズ等を踏まえた災害対応、復興等を進めるため、専門家アドバイザー派遣の募集を開始しています。

<内閣府男女共同参画局>

## 労働局雇用均等室 連絡先一覧

別添

	電話番号	FAX 番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮城	022-299-8844	022-299-8845	993-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4608	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アシス・タワー 16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-234-5928	025-265-8420	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金童町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区西ノ京通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	780-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階

# 高齢者ニーズに対応した支援

## テーマ：高齢者の安全・安心

### 課題：警察官による高齢者への支援

- 避難所での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、女性警察官等が避難所を訪問して、被災者の方から様々な相談をお受けするなど、支援活動を行っています。このため、全国の警察から女性警察官等を岩手県、宮城県、福島県に派遣しています。

<警察庁生活安全局>

- 被災地の警察官に加え、全国から岩手県、宮城県、福島県に対し、警察官やパトロールカーを派遣し、警戒・警ら活動を実施しています。特に、4月18日からは、避難所周辺において警戒・警ら活動等を行う体制を強化するため、全国警察の警備部隊約1,000人を新たに派遣しています。

<警察庁生活安全局、警備局>

## テーマ：高齢者等への介護サービスの確保

### 課題：被災した老人福祉施設等の利用者の受け入れ先の確保

- 被災地以外での施設での受け入れ可能人数の情報収集、被災地での施設受け入れ要請の集約及び両者のマッチングを進め、避難者の受け入れを行っています。  
(受入れ者数 約2,800人(4月22日時点))

<厚生労働省老健局>

### 課題：施設等における、介護職員の確保

- 全国から介護職員を派遣しています。(派遣数 633人(4月22日時点))

<厚生労働省老健局>

### 課題：仮設住宅における介護サービスの確保

- 応急仮設住宅地域における、総合相談、デイサービス等の居宅サービス、生活支援サービス、地域交流などの総合的な機能を有する「サポート拠点」の整備を被災県に対して働きかけています。

<厚生労働省老健局>

**テーマ：避難誘導**

**課題：福島第一原子力発電所周辺における高齢者の避難誘導**

- 警察では、通報や要請等に基づき、自宅や病院に留まっていた高齢者の方等を福島県内外の避難所や病院に搬送しました。(3月13日～22日の間に約1,000人を搬送)

<警察庁警備局>

# 障害者のニーズに対応した支援

## テーマ：障害福祉の確保（障害者等への支援）

### 課題：被災された障害者等の円滑なサービスの利用

- 事業所の窓口で、受給者証が交付されていること、氏名、生年月日、居住地を申し出れば、受給者証がなくても事業者からサービスを受けたり、医療機関、薬局で受診や薬の受け取りをすることができるような取扱いとしています。また、震災等による利用者負担の支払が困難な方については、利用者負担の徴収の猶予や減免を行うことができる取扱いとしています。

<厚生労働省社会・援護局>

### 課題：被災された障害者等への支援の確保

- 被災県の社会福祉施設等や避難所に介護職員を派遣するため、各都道府県等に社会福祉施設等の職員派遣を依頼し、介護職員を全国から 108 人（平成 23 年 5 月 6 日現在）被災地に派遣しています。また、被災障害者等を他県において 492 人（平成 23 年 5 月 6 日現在）受入れています。

<厚生労働省社会・援護局>

## テーマ：障害福祉の確保（事業者への支援）

### 課題：被災された事業者に係る弾力的な取扱い

- 一時的に定員を超える場合を含め、人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額を行わない等の取扱いとしています。また、避難所においてホームヘルプサービスを提供した場合や、利用者の避難先等において安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合、利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいてサービスを提供した場合も報酬の対象としています。  
さらに、震災によりサービス提供記録等を消失した場合に概算による請求を可能としています。

<厚生労働省社会・援護局>

## テーマ：障害福祉の確保（自治体等との連携）

### 課題：現地における関係団体との連携

- 障害児・知的障害・発達障害者、視覚障害者、聴覚障害者等の関係団体が被災地において災害対策本部を設置し、地元の自治体などと協力して、居宅等で暮らす障害のある方の実態把握や必要な支援につなげる努力が進められています。

＜厚生労働省社会・援護局＞

## テーマ：情報提供・情報保障

### 課題：視覚や聴覚に障害のある方への情報支援

- 視覚や聴覚に障害のある方については、情報の取得やコミュニケーションが困難であることから、避難所等における情報の伝達方法や支援の行い方について、周囲の方々にもわかりやすいよう具体的にお知らせしています。

- ・3月11日、20日付け事務連絡で被災県等にお知らせ。
- ・4月5日から毎週「生活支援ニュース」を市町村の役場と一部の避難所に送付。

＜厚生労働省社会・援護局＞

- 被災県の公的機関や避難所等に手話通訳者等の情報・コミュニケーション支援関係者を派遣するため、各都道府県等に職員派遣を依頼（3月30日）するとともに、派遣可能人数を把握して被災県等に連絡しています。（4月6日～）
  - ・派遣状況：23人（4月23日14時現在）（うち、活動中7人）（宮城県）

＜厚生労働省社会・援護局＞

- 発達障害のある方については、発達障害を知らない人には理解しにくい様々な困難があることから、発達障害児・者への対応について少しでも理解して対応していただけるよう、具体的な対応方法等についてお知らせしています。
  - ・4月27日から「災害時の発達障害児・者支援について」（リーフレット）をホームページに掲載するとともに、被災県等に送付。

＜厚生労働省社会・援護局＞

**テーマ：避難誘導**

**課題：福島第一原子力発電所周辺における障害者の避難誘導**

- 警察では、通報や要請等に基づき、自宅や病院に留まっていた障害者の方等を福島県内外の避難所や病院に搬送しました。(3月13日～21日の間に約1,000人を搬送)

<警察庁警備局>

# 心のケアに対応した支援

## テーマ：被災者への心のケア

### 課題：被災者的心のケアの確保

- 被災自治体からの災害対策基本法第30条に基づく心のケアチーム派遣斡旋の要請を受け、3月13日から調整を開始しています。3月中は、緊急に活動する体制として35チームを確保し、派遣を行っています。4月以降は、同一地域で同一都道府県等のチームが継続的に支援することを原則に改めて調整を行い、5月9日時点で40チームを確保し、派遣を行っています。

この「心のケアチーム」は、避難所にいる保健師等と連携をとって専門的な支援を行っており、5月9日現在27チームが、現地のニーズに応じ、避難所の巡回、自宅への訪問、自治体職員の心のケアなどを行っています。

<厚生労働省社会・援護局>

- 日本精神保健福祉士協会を通じて、福島県立医大に精神保健福祉士1名を派遣しています（4月6日～）。

<厚生労働省社会・援護局>

- 厚生労働省より防衛省に依頼し、防衛省職員である臨床心理士6名（予定）を被災地へ派遣しています（4月25日～6月13日（予定））。

<厚生労働省社会・援護局>

- 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターにおいて、3月16日に医療関係者等の支援者向けの情報提供サイトを開設しています。

<厚生労働省社会・援護局>

- 避難所等において、こころの健康を守るためのポイントとして、3月18日に「こころの健康を守るために」をまとめ、被災県に提供しています。

<厚生労働省社会・援護局>

- 厚生労働省では、避難所等向けに、毎週「生活支援ニュース」を発行し、健康維持、生活支援、仕事さがしなどに関する情報を提供しており、その中で、心のケアのための情報を発信しています。

<厚生労働省社会・援護局>

- 内閣府では、厚生労働省等と調整し、被災者・支援者一般向けの心のケアについてのリーフレット「ほっと安心手帳」を作成し、希望に応じて被災地を始めとする都道府県・政令指定都市等に送付するとともに、ホームページで公表しています（<http://www8.cao.go.jp/souki/koho/anshintetyo.html>）。

＜内閣府政策統括官（共生社会政策担当）＞

### 課題：被災者への心理相談活動の実施

- 山形市社会福祉協議会等の要請により、同市内避難所に、本年4月13日以降、山形少年鑑別所心理技官2名を週3回派遣し、同月18日及び20日には、山形刑務所心理技官1人を派遣し、心理相談を実施しています。福島教育委員会の要請により、本年3月27日以降、同市内避難所に福島少年鑑別所心理技官を2名派遣し、心理相談を3回実施しています。

＜法務省矯正局＞

### 課題：被災者への相談活動等の実施

- 宮城県及び群馬県の一部避難所において、保護観察官等が被災者のメンタルヘルスケアを実施しています。

＜法務省保護局＞

- 保護司会については栃木県及び群馬県の一部避難所において、更生保護女性会について宮城、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、新潟各県の一部避難所において、被災者への声かけ等を実施しています。

＜法務省保護局＞

### **テーマ：子どもへの心のケア**

#### 課題：子どもたちの心のケア等

- 子どもの心のケアに関する手引きを民間団体と協力して、地方公共団体、児童相談所、児童福祉施設等へ配布しました。

＜厚生労働省雇用均等・児童家庭局＞

- 心のケアを含む健康相談を行うなど、被災児童等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮することを各地方公共団体に要請しています。

＜文部科学省スポーツ・青少年局＞

- 平成 22 年度「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」を緊急に活用して、全額国庫負担により、臨床心理士等を被災地に派遣しています。

<文部科学省スポーツ・青少年局>

- 平成 23 年度「スクールカウンセラー等活用事業」において、被災地の公立のすべての小・中・高等学校等にスクールカウンセラー等の緊急支援配置ができるよう必要な経費を措置しています。また、被災した児童生徒等の心のケアの充実を図るために、平成 23 年度第 1 次補正予算において、「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を計上しています。

<文部科学省初等中等教育局>

- 昨年 9 月に配布した指導参考資料（「子どもの心のケアのために」）を増刷し、被災した県及び市町村教育委員会からの追加配布要望に応じて 4 月 11 日までに発送しました。

<文部科学省スポーツ・青少年局>

- 被災して避難した子どもに対する心のケアや、子どもを温かく迎えるための指導上の工夫、保護者・地域住民等に対する説明などを適切に行い、いじめなどの問題を許さず、子どもの学校生活への適応が図られるよう、必要な指導を行うなどの特段の配慮を各教育委員会等に要請しています。

<文部科学省初等中等教育局>

#### 課題：両親を亡くした又は両親が行方不明の児童（要援護児童）等被災した児童への対応

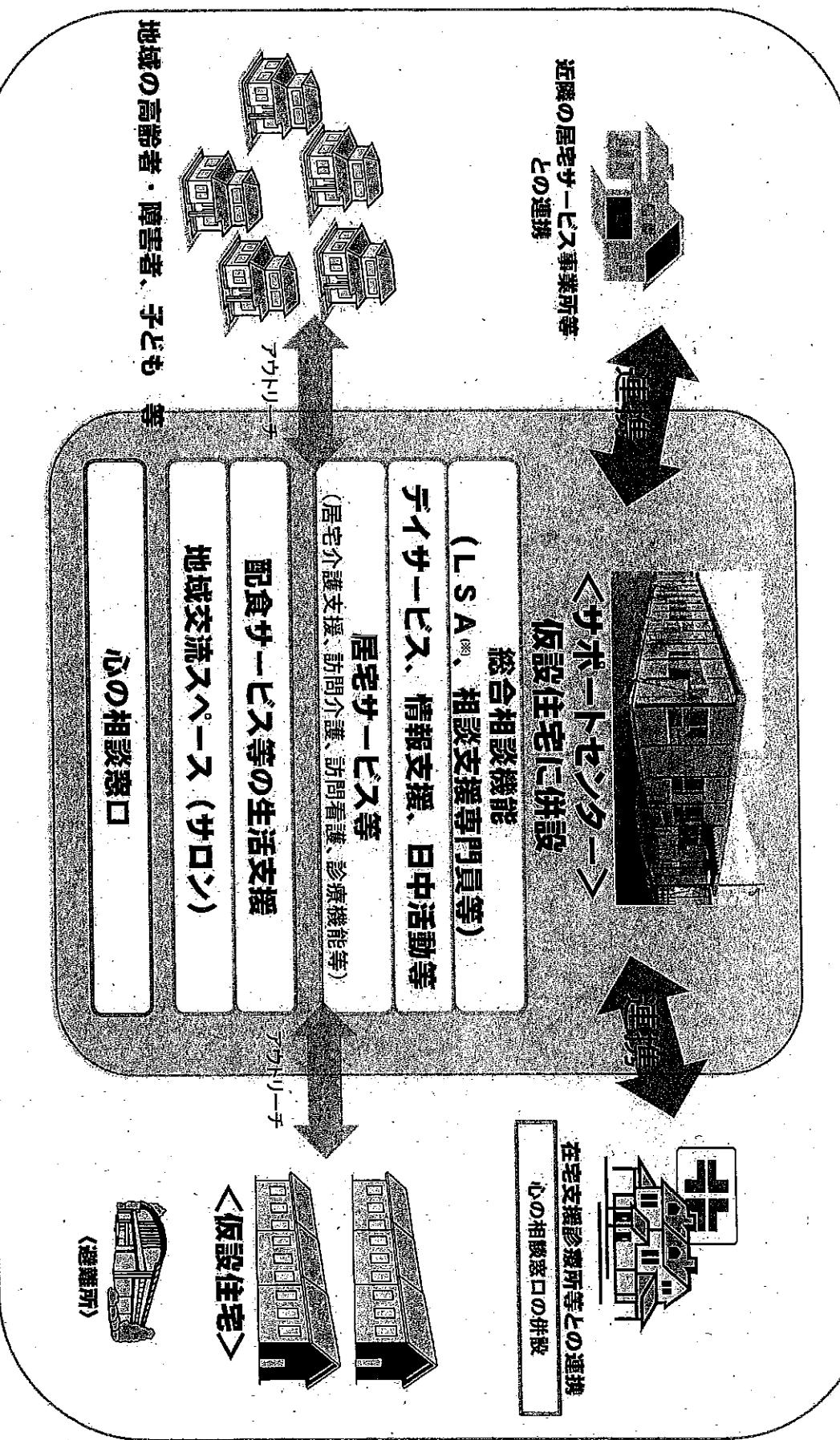
- 被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに、要援護児童の確認、要援護児童との面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 平成 23 年度第 1 次補正予算において、被災した児童への相談・援助に要する費用を計上しています。（安心こども基金の積み増し）

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

# 仮設住宅等における介護等のサポート拠点について(イメージ)

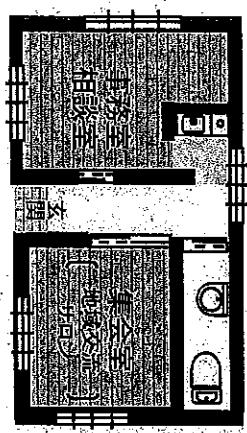


\* L.S.A : ライフサポートアドバイザー = 住民からの様々な相談を受け止め、軽微な生活援助のほか、専門相談や具体的なサービス、心のケア等につなぐなどの業務を行う者

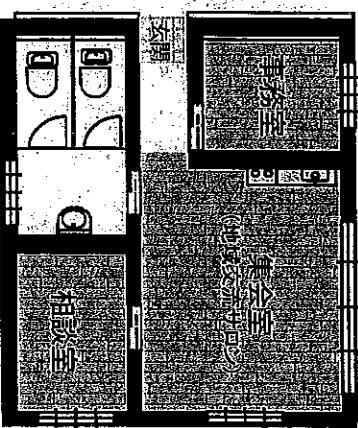
## 介護等のサポート拠点の参考例

○ 仮設住宅の規模等に応じて、サービス内容の選択・組み合わせが可能

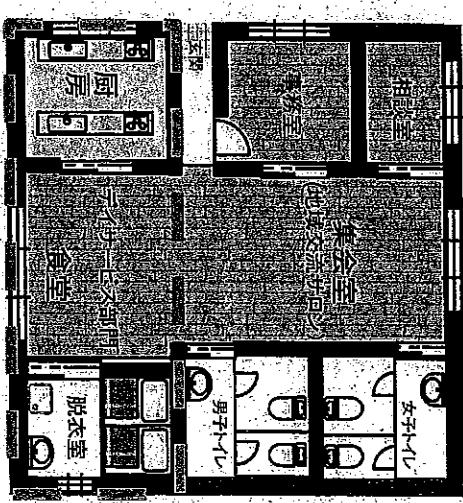
[事例1] 小規模サポート拠点(50m<sup>2</sup>程度)  
事務室(LSA等) + 総合相談+地域交流サロン



[事例2] 中規模サポート拠点(100m<sup>2</sup>程度)  
事務室(LSA等) + 総合相談+地域交流サロン+デイサービス



[事例3] 総合的複合拠点(300m<sup>2</sup>程度)  
事務室(LSA等) + 総合相談+地域交流サロン+デイサービス



主な機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談</li> <li>・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)</li> <li>・拠点</li> <li>・地域交流サロン</li> </ul>
主な設備	事務室、相談室、集会室、トイレ、給湯室

主な機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談</li> <li>・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)</li> <li>・拠点</li> <li>・地域交流サロン</li> </ul>
主な設備	事務室、相談室、集会室、トイレ、調理機器(簡易)

主な機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談</li> <li>・居宅サービス(訪問介護、相談支援専門員等)</li> <li>・拠点</li> <li>・地域交流サロン</li> <li>・障害者の日中活動の場</li> </ul>
主な設備	事務室、相談室、デイサービス、集会室、トイレ(男女別)、浴室、厨房設備

主な職員	・相談職員(LSA等) 1名
主な職員	・事務員 1名

主な職員	・相談職員(LSA等) 1名
主な職員	・介護職員 2名

主な職員	・相談職員(LSA等) 1名
主な職員	・調理員 2名

主な職員	・事務員 1名
主な職員	・事務員 1名

# 地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第一次補正予算(案) 7,020,870千円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

【積み増しの対象となる県】 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県

(内訳) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

## 【事業内容（例）】

### 1 傷病院や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

（例）

- ・避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害児者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・避難所等の障害児者に対する精神保健福祉士、職業指導員や、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援や情報支援
- ・避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・避難所等から緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症被災者
- ・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
- ・学校等関係団体との連絡調整
- ・その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【主な対象経費】 事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

### 2 市町村が実施する介護基盤緊急整備等

（例）

- ・仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニケーションの構築を行う拠点を整備する事業
- ・仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アワトリーホによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備を推進する事業 等

【主な対象経費】 拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

<参考>事業実施までの流れ

厚生労働省

交付

県  
介護基盤緊急整備等  
臨時特別基金

△  
資金の交付

市町村

助成・補助等

△  
効果的な事業の組み合わせ  
市町村は自ら実施又は補助・  
委託等

# 応急仮設住宅における孤立感の防止（イメージ）

国・都道府県

助言・財政支援

要請・財政支援

地域の関係機関によるネットワークづくり  
〔地域支え合い体制づくり事業〕の活用)  
・マンパワーの確保〔雇用創出基金〕の活用等)

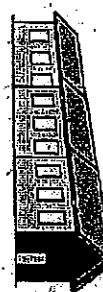
市町村

社会福祉協議会

地域包括支援センター

〈仮設住宅〉

デイサービス等



〈仮設住宅〉

見守り・配食等

〈保健所・保健センター〉

見守り・配食等

〈サポート拠点〉

見守り・配食等

〈仮設住宅〉

〈仮設住宅〉

民生委員

NPOなど民間団体

〈仮設住宅〉

デイサービス等



〈仮設住宅〉

見守り・配食等

自治会

関係機関が連携協力し、  
ネットワークを構築

## 被災地における高齢者等の孤立死を防止するための対応策

- 仮設住宅への入居に伴つて集団生活が解消され、逆に、いわゆる「孤立死」の増加が懸念されるところ。このため、仮設住宅への移行後も地域の繋がりを維持できるよう、高齢者等の見守り活動を行うなどの対策が重要。(阪神・淡路大震災でも大きな問題(二))
- 各地域で確実に実践するためには、市町村長をはじめとする行政関係者、地域住民、福祉関係者、NPOなどの方々が問題意識を共有し、協働することが必要。

### 1 地域社会からの見守り活動の支援

- (1) 市町村社協、NPO等による見守り活動(民生委員等と連携。雇用創出基金も活用。)
- (2) 地域包括支援センターによる地域の見守り活動

### 2 仮設住宅の中からの見守り活動の支援

- ～地域支え合い体制づくり事業～(介護や交流の拠点)の設置運営
- (1) 仮設住宅における高齢者等への「サポート拠点」(ケアマネジャー等)による支援
- (2) 地域の支え合い活動の立ち上げに対する専門職(ケアマネジャー等)による支援

### 3 優れた実践事例の収集

- ～孤立死対策に関する会議の開催など～
- (1) 福祉関係の財団法人、被災地の先進的な市町村長、阪神・淡路大震災の際の行政経験者、社会福祉協議会、NPOなどの関係者に参集してとりまとめ、関係市町村に提供。
- (2) 先進的な取組事例を収集してとりまとめ、関係市町村に提供。
- (3) マスコミへも幅広く情報発信。

内閣官房

震災ボランティア連携室

東日本大震災の被災地におけるボランティア活動参加  
促進に関する要請行動（5月27日実施）等について

5月27日の閣僚懇談会における、内閣官房長官発言（別添1）を踏まえ、日本経済団体連合会、経済同友会及び日本商工会議所に対し、東日本大震災の被災地におけるボランティア活動参加促進に關し、要請を行いました。（別添2）

また、内閣官房震災ボランティア連携室長から、観光庁長官に対し、ボランティア活動に移動や宿泊の手段を組み合わせたツアーや造成等について、観光業界に対する働きかけを要請しました。（別添3）

なお、政府部内においても、職員のボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、同様の趣旨で関係団体、関係業界にも周知していただくよう依頼しております。（別添4）

今回の要請等は、今後ますます拡大・多様化すると見込まれるボランティア活動に対する被災地のニーズに対応し、できるだけ多くの方々にボランティア活動にご参加いただきたいとの趣旨から行つたものです。

## 東日本大震災の被災地におけるボランティアの確保について

平成二十三年五月二十七日(金)閣僚懇談会

官 房 長 官 発 言 要 旨

東日本大震災の被災地におけるボランティアの確保について、一言申し上げます。

被災地においては、大型連休期間中に約八万人、発災後延べ約三十万人にのぼるボランティアの方々が泥の除去、片付け、炊き出し等多様な活動を行い、被災地の生活支援に大きな役割を果たしています。

今後、高温多湿の時期を迎えるに当たり、衛生面からも泥の除去がより一層急がれるとともに、避難所や仮設住宅における心のケアや、復興のための街づくりプランなど、ボランティア活動の対象範囲は拡大し、かつ多様化することが見込まれます。

政府としては、ボランティアの受け入れ体制の充実、ボランティア活動の充実、ボランティアに対する働きかけや情報提供を行うこと等により、被災地におけるボランティアの確保に努めてまいります。

各閣僚の皆様におかれましては、ボランティア活動への積極的な参加について、職員に呼びかけるとともに、関係団体、業界等にも働きかけていただきよろしくお願い申し上げます。なお、国家公務員については、東日本大震災に係るボランティア休暇の上限日数を五日から七日に引き上げる等の特例措置を講じています。

また、国民の皆様におかれましては、ボランティア活動への参加を始めとして、それぞれのお立場で被災された方々に心を寄せ、被災地の復旧・復興に向けた取組に御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

平成23年5月27日

## 東日本大震災の被災地におけるボランティア確保に関する要請書

この度の東日本大震災に係る復旧・復興支援につきましては、貴団体及び傘下企業・団体から多大なるご支援、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、政府は発災直後の平成23年3月16日に内閣官房に震災ボランティア連携室を置き、震災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、環境整備に努めています。

現在、被災地におけるボランティア活動については、各市町村の社会福祉協議会、NPO・NGO団体等がボランティア希望者の受け入れを行っています。大型連休期間中に約8万人、発災後延べ約34万人にのぼるボランティアの方々が泥の除去、片付け、炊き出し等多様な活動を行い、被災地の生活支援に大きな役割を果たしています。

今後、高温多湿の時期を迎えるに当たり、衛生面からも泥の除去がより一層急がれるとともに、避難所や仮設住宅における心のケアや、復興のための街づくりプランなど、ボランティア活動の対象範囲は拡大し、かつ多様化することが見込まれます。一方で、大型連休以後は大学等の授業も本格化することから、夏季休暇までの間、学生ボランティアの減少が懸念されます。

政府としては、ボランティア受入れ体制の充実、ボランティアに行きやすい環境づくり等について、必要な措置を講じるとともに、関係方面に対する働きかけや情報提供を行うこと等により、被災地におけるボランティアの確保に努めてまいります。なお、国家公務員については、東日本大震災に係るボランティア休暇の上限日数を五日から七日に引き上げる等の特例措置を講じた上で、ボランティア活動への積極的な参加を呼び掛けているところです。

貴団体におかれましても、事情ご賢察の上、会員各位の企業・団体に対し、ボランティア休暇制度の整備及び活用促進を図るとともに、社員及びOBの方々に対しボランティア活動への積極的な参加を呼びかけていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、各被災地におけるボランティアの受入れ状況、ボランティア参加に当たっての留意事項等、必要な情報については、震災ボランティア連携室（連絡先：03-3581-4550）にお問い合わせ下さい。なお、同室が連携している民間のウェブサイト等にも、別紙のとおり情報を掲載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

日本経済団体連合会会長  
米倉 弘昌様

内閣官房長官

(同文)

経済同友会代表幹事 長谷川 閑史あて  
日本商工会議所会頭 岡村 正あて

(另添3)

平成23年5月27日  
事務連絡

観光庁長官  
溝畑 宏 様

内閣官房震災ボランティア連携室長  
湯浅 誠

内閣官房震災ボランティア連携室は、発災直後の平成23年3月16日に設置され、震災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、環境整備に努めています。

現在、被災地におけるボランティア活動については、各市町村の社会福祉協議会、NPO・NGO団体等がボランティア希望者の受け入れを行っています。大型連休期間中に約8万人、発災後延べ約34万人にのぼるボランティアの方々が泥の除去、片付け、炊き出し等多様な活動を行い、被災地の生活支援に大きな役割を果たしています。

今後、高温多湿の時期を迎えるに当たり、衛生面からも泥の除去がより一層急がれるとともに、避難所や仮設住宅における心のケアや、復興のための街づくりプランなど、ボランティア活動の対象範囲は今後拡大し、かつ多様化することが見込まれます。一方で、大型連休以後は大学等の授業も本格化することから、夏季休暇までの間、学生ボランティアの減少が懸念されます。加えて、被災地においては、ボランティア希望者の宿泊場所の確保が困難な場合が多く、より多くの方々にボランティア活動に参加いただく際の障害となっています。

政府としては、ボランティア受入れ体制の充実、ボランティアに行きやすい環境づくり等について、必要な措置を講じるとともに、関係方面に対する働きかけや情報提供を行うこと等により、被災地におけるボランティアの確保に努めることとしており、本日、内閣官房長官が閣僚懇談会においてその旨の発言を行ったところです。

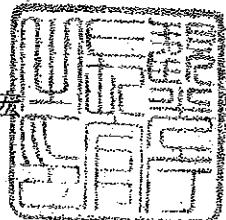
ボランティアの確保に当たっては、宿泊、移動手段、食事の確保につき、受入側・参加側双方の負担を軽減しつつ、被災地の経済的復興にも寄与するという点で、旅行商品が果たす役割は大きいと考えております。つきましては、観光庁におかれでは、ボランティア活動と移動手段をセットにしたいわゆるボランティアパッケージの造成、ボランティア活動と被災地域周辺の宿泊を組み合わせたツアーツアーフィーの造成、外国人もターゲットに含んだ積極的なプロモーション販売等、ボランティア活動と地域観光振興をタイアップさせた「ボランティア・ツーリズム」の推進について、観光関係企業・団体に対し働きかけていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、各被災地におけるボランティアの受入れ状況、ボランティア参加に当たっての留意事項等の情報については、当室が連携している民間のウェブサイト等に集約して掲載しておりますので、あわせて周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

観参経第24号  
平成23年5月27日

社団法人 日本旅行業協会会長  
金井 耿 様

観光庁長官 溝畑 宏



「ボランティア・ツーリズム」の推進について（要請）

この度の東日本大震災に係る復旧・復興支援につきましては、貴団体及び貴下会員企業・団体から多大なるご支援、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、被災地におけるボランティアの確保につき、別紙1のとおり、内閣官房から要請がありました。

つきましては、貴団体におかれましては、ボランティア活動と移動・宿泊をセットにしたいわゆるボランティア・パッケージの造成、ボランティア活動と被災地域周辺の観光を組み合わせたツアーの造成、外国人もターゲットに含んだ積極的なプロモーション販売等、ボランティア活動と地域観光振興をタイアップさせた「ボランティア・ツーリズム」の推進について、貴下会員企業・団体に対し働きかけていただきますようお願い申し上げます。

なお、各被災地におけるボランティアの受け入れ状況、ボランティア参加に当たっての留意事項等の情報については、内閣官房震災ボランティア連携室が連携している民間のウェブサイト等に別紙2のとおり集約して掲載されておりますので、御参考にしていただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

(別添4)

事務連絡  
平成23年5月27日

各府省庁人事担当課長様

内閣官房震災ボランティア連携室長  
湯浅 誠

東日本大震災の被災地におけるボランティア活動の参加促進について（依頼）

本日の閣僚懇談会におきまして、官房長官より、別添1のとおり、東日本大震災の被災地におけるボランティアの確保についてご発言がありました。

つきましては、ボランティア休暇、年次有給休暇、休日等を利用したボランティア活動への積極的な参加について、所属職員に呼びかけいただくとともに、同様の趣旨を関係団体、関係業界にもご周知いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、ボランティア活動を受け付けている市町村や民間団体についての情報、参加に当たっての留意事項等につきましては、別添2のとおり、当室が連携している民間のウェブサイト等に集約して掲載しており、官邸ホームページからアクセスが可能です。ボランティア活動参加に当たっての参考として、あわせて周知いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

<連絡先>

内閣官房震災ボランティア連携室  
担当：西田、羽多野、新免  
mail: shiro.nishida@cas.go.jp  
kazuma.hatano@cas.go.jp  
hiroaki.shinmen@cas.go.jp  
tel: 03-3581-4550  
fax: 03-3581-8932

別添2

首相官邸 Prime Minister of Japan and His Cabinet

## 東日本大震災への対応～首相官邸災害対策ページ～

トップページへ

[政府の地震情報・生活支援【東日本大震災への対応】](#)

まずご覧ください

## ■ 東電福島原発・放射能関連情報はこれら

## ● 福島県の一部地域で産出される原木しいたけ(露地)の出荷制限の解除について

国の暫定基準を越える放射性物質が検出されたため、4月12日から出荷制限していた福島県川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)で産出される原木しいたけ(露地)について、その後の検査で3回連続で標準値を下回り、安全性が確認されたので、制限を解除しました。詳しくは[こちら](#)

[更新: 5/23]

## ● 東電福島第一原発事故で被災された方に対する政府の当面の取組方針について

原子力災害対策本部と、「東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ」および「原子力被災者へ公的施設にに関する当面の取組方針」を決定しました。

[参考リンク] 原子力被災者への対応に関する当面の取組方針のロードマップ

[参考リンク] 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束・検証に関する当面の取組のロードマップ

[更新: 5/17]

## ● 東電「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」の進捗状況について

東京電力が「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」の進捗状況について、とりまとめました。(改訂版ロードマップ)

[更新: 5/17]

## ● 夏の電力需給対策

電力需給緊急対策本部で、この夏の電力需給の総合的な対策を決定しました。東京電力と東北電力管内の企業やご家庭におかれましては、15%を目標とした節電にご協力をお願いいたします。節電対策メニューなどの節電効果などの情報をご紹介しています。一般家庭の方は[こちら](#)、中小企業など小口需要家の方は[こちら](#)からご覧ください。

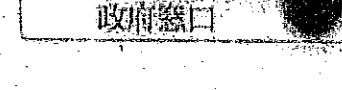
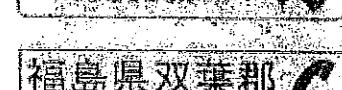
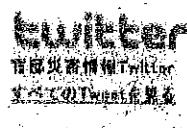
[更新: 5/13]

● 食品に関する出荷制限の一覧は[こちら](#)

※食品に関する指標の実績(出荷制限及び収取制限の指標の一覧)をご覧ください。

[更新: 5/23]

→ すべて表示



## 東日本大震災への対応～首相官邸災害対策ページ～

[トップページへ]

[HOME] &gt; 首相直選災害対策ページ

- 被災された方へ
  - いのち
  - くらし
  - しごと
  - その他
- 国民の皆様へ
  - 支援をお考えの方へ

## 支援をお考えの方へ



## ボランティア活動

## ①ボランティア活動への参加をお考えの方へ

津波により大きな被害を被った沿岸部を中心として、泥のかき出し、片付けなどに多くの人手が必要となっています。

ボランティア活動への参加をお考えの方は、次の点に注意してくださいようお願いします。

- ・ボランティアの業務内容や受け入れ状況は、地域ごとに異なり、また毎日変動します。現地に行かれる前に、各地に設置されている災害ボランティアセンターの情報を、ホームページなどにより十分確認してください。
- ・ボランティアバスやボランティアツアーや利用し、まとまった形で現地入りしていくことにより、効率的な活動につながります。
- ・現地滞在中の食事、宿泊場所等はご自身で準備いただくことが基本です。安全のために十分な装備を準備するとともに、方が一に備えて、ボランティア保険に加入しましょう。

応募できるボランティアの範囲や要件等の留意事項など、詳しくは、全国社会福祉協議会のサイトや、厚生労働省ホームページや内閣官房震災ボランティア連携室と連携した民間サード等で情報を提供しておりますので、以下のサイトを通じてご確認ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seikatsushou/e/volunteer\\_tohokutaihatsu01.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seikatsushou/e/volunteer_tohokutaihatsu01.html)

ボランティア活動に対するニーズは、大型連休以降も更に拡大し、その内容も多様になることが想定されます。引き続き国民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。(内閣官房・厚生労働省)

## ②ガレキ処理

倒壊した建物などのガレキ処理の際には、釘を踏み抜いたり、有害な粉じんを吸い込むなどの危険を伴います。安全にガレキ処理を行うために必要な準備などについてまとめました。(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdoku/20060200001.html>

## ③学生のボランティア活動

被災地等で学生が安心してボランティア活動に参加できるよう、政府は大学、短大や高等専門学校に対し、補講や追試での履修対応や、ボランティア活動の単位認定等をお願いしています。(文部科学省)

<http://www.mext.go.jp/a-mamu/sotsugisho/syousai/1304540.htm>

## 寄附等

## ④地方自治体・国への寄付の方法

個人や企業などから、地方自治体や国・国立大学法人などへお金や物を寄付する際の連絡先などをまとめました。(被災者生活支援特別対策本部)

<http://www.eso.go.jp/zhien/4-explan/440412info.pdf>

## ⑤エコポイントの被災地への寄附

家電や住宅のエコポイントを1点1円で被災地に寄附できます。詳しくは、家電エコポイントについてはこちら、住宅エコポイントについてはこちらをご参照ください。(環境省、経済産業省、総務省、国土交通省)

## ⑥ふるさと寄付金

「ふるさと寄付金」制度を活用し、被災地以外の出身の方でも復興支援ができます。



## 厚生労働省

震災復興支援情報ポータル  
震災の施設内容について多くの皆さまのご意見をお待ちしております。

### 【東日本大震災のボランティアを希望している皆様へ】

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の大規模災害となり、皆様の中には、被災した方々の支援をするため、被災地に駆けつけたいとお考えの方もいらっしゃると思います。

応募できるボランティアの範囲や要件等の留意事項については、現地の社会福祉協議会のホームページや以下の関連のホームページで情報提供されておりますので、参加に当たっては事前に十分に確認していただきまますようお願いいたします。

- ・全国社会福祉協議会「被災地支援・災害情報ボランティア情報」

URL <http://www.saijvc.com>

- ・助けあいジャパン（内閣官房震災ボランティア連携室と民間との連携プロジェクト）

URL <http://tasukeejapan.jp>

- ・東日本大震災支援全国ネットワーク（今回の震災における被災者支援のために結成されたネットワーク組織）

URL <http://www.jpn-civil.net>



## 3.11 救援情報サイト 助けあいジャパン

内閣官房復興ボランティア連携窓口プロジェクト  
Help Disaster Relief Information Portal, Taisukeai Japan  
in association with the Cabinet Office's Disaster Volunteer Center and its Office

English Mobile

できるだけ正確な情報をとどけること。

助けたい気持ちがある人の、ヒントやきっかけになること。

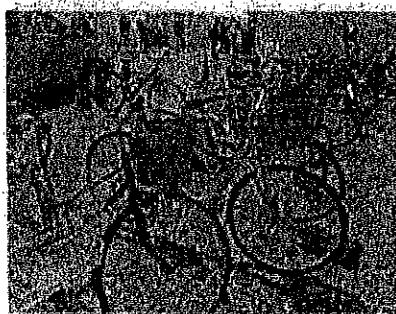
そして、過去にしないこと。いきしに未来をつくること。

助けあいジャパンの運営組織

助けあいジャパンの運営組織

運営組織

トップページ | 救けあいの入り口 | 政府・省庁などからの最新情報 | ボランティアする人に読んではほしいこと | 独立団体情報へのリンク集

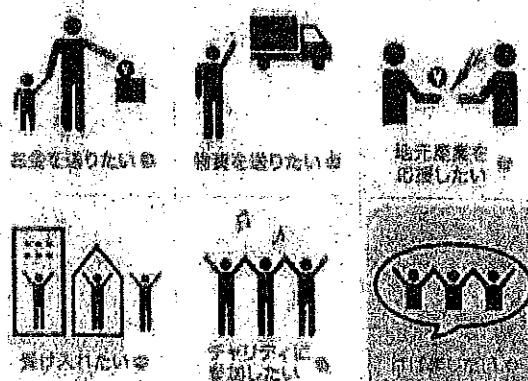


写真の説明文

5月26日(木)  
「気絶したボランティア、JR福島駅前から古河市東町地区の小学校でアキラさんたちが見つけ、手当を施す間に消防署での作業などで大いに活躍している。ここで仙台市消防署復興ボランティアセンターの外では、」

松本清美

● 救けあいの入り口 - 東日本大震災から今まで支援活動などをして何をしたいという人のための情報をまとめてあります。



政府・省庁などからの最新情報

福島県内の一都県域の非長床性集中講義、当分のあいだ出張より出向を差し控えるよう要請」(05月25日)

05.25

国際金融機関から5千万円以上の寄付金。(野村忠)

05.25

福島県内に亘る各出向機関、一部解説(厚生労働省)

05.25

被災者登録初回人数、全国で3万9994人分。(厚生労働省)

05.25

「東北地方太平洋側地震対応指揮に向けた会場検査指揮委員会」の開催について。(内閣府)

05.25

自ら加入保険機関、福島県被災者会議会議員会(農林水産省)

05.25

吉田被災からの賄糧による賄糧の復旧に向けて。(農林水産省)

05.25

監視の地元制度、7/1実動(河原義泰)

05.25

自然・文化遺産の復興を後援しよう! (環境省)

05.25

大田競輪「積善的」ホテル、旅館の発言を収集していきたい! (国土交通省)

05.25

二段目

● ボランティアする人に読んではほしいこと

被災地でのボランティアを考えているみなさまへ

被災地の受け入れ状況、ボランティアバス、活動の注目点など

福島県が来るまでにやっておきたい12つのこと(運営室) 05.09  
(終了)

東北新幹線も全線(福島)復旧など、茨城県も復旧、開通しており、東北地方にかけてボランティア活動への参画じゅうと考えている人が多いかと思いまます。而今多くのがボランティアが参画入れられる状況で、それに御迷惑をかけない方で、県外からボランティアを乗り入れる

理由はボランティア活動範囲を考えている方達も含め 04.25  
(運営室終了)

福島第一原子力発電所事故による余波がまだ解消され、東北新幹線も全線開通...

ボランティアの立ち位置(運営室終了) 04.18  
「何をしているか丸わかり。すると余計なことを考へてしまふんだよな...」

被災地に来れるボランティア活動状況とボランティア 04.11  
二段目(運営室終了)

被災地で活動の組合いを教えて(運営室終了) 04.07

この夏にボランティア活動参加を考えているみなさまへ 03.25  
(運営室終了)

被災地からのメッセージ 03.22

二段目

関連リンク

官邸復興情報  
第一回会議  
ボランティア  
情報

関連リンク

内閣府在整地ボランティア開催情報  
被災者の声とボランティア活動について(運営室)



## 3.11救援情報サイト 助けあいジャパン

内閣官房震災ボランティア連携室 離島プロジェクト

3.11 Disaster Relief Information Portal Tasukeai Japan  
in cooperation with the Cabinet Secretariat's Voluntary Civil Justice Office

できるだけ正確な情報をとどけること。

助けたい気持ちがある人の、ヒントやきっかけになること、  
そして、過去にしないこと。いつもに未来をつくること。

助けあいジャパンの愛 伝播しません。

助けあいジャパンの活動 知り全般。

概要

トップページ | 助けあいの入り口 | 政府・省庁などからの最新情報 | ボランティアする人に読んでほしいこと | 後に立つ情報へのリンク集

## 助けあいの入り口



### ボランティアしたい

ひとことで「ボランティア」といっても、様々なかたちがあります。

ボランティアをしたい人のできるなど、やりたいことと、必要なされているボランティアとが  
正確にしっかりと結びつくことが大切です。



現地でボランティアしたい



現地以外からボランティアしたい

現地で、現地以外から。さらに、誰かの手や物質の仕分けなどの「体力系」、子ども達の遊びや学習支援、お年寄りの照顾などの「プログラム系」、医療、外国籍や手帳の通訳、災害情報、カウンセリングなどの「専門系」、ITの知識を生かした「情報ボラ  
ンティア」などのニーズがあります。

助けあいジャパンが集めたボランティア情報が掲載されているサイトを紹介します。

「現地以外からのボランティア」の情報も多数掲載されています。「自分の住んでいる地域の近くで募集→現地に行ってボラン  
ティア活動」や「現地で募集→現地でボランティア活動」といった探し方ができます。また、募集している団体の活動内容や性  
別によって、「体力系」「専門系」などのコースも古がいます。一つ一つの情報をよく見て、自分に合ったボランティア活動を見つけてください。



現地での状況は日々変化しており、用意された対応がなされている可能性もありますので、募集先のホームページを見ながらして、最新情報を得  
て下さい。無い場合は中止となっている場合は、募集元の問い合わせを教えてください。

助けあいジャパンでは、季節の状況や、かわりに日本大震災ボランティアステーションなどの開設により、全国のボランティア情報をデータ  
ベース化し、県内で利用できるWebアプリケーションとして公開しています。プログラミングの知識がある方は、データを活用したりしての開  
発も、ぜひご検討ください。

<http://www.volunteerinfo.jp/>

ボランティア情報の他、内閣の機関など活動の方にはこちらでお送りください!メールアドレス: [info@volinfo.jp](mailto:info@volinfo.jp), FAX: 03-3243-3200

ボランティア情報は、各県の社会福祉協議会のホームページや「災害ボランティアセンター」で入手できます。

- ・滋賀県社会福祉協議会ホームページ
- ・群馬県社会福祉協議会ホームページ
- ・福島県災害ボランティアセンター
- ・横浜市災害ボランティアセンター
- ・福島県災害ボランティアセンター
- ・宮城県社会福祉協議会ホームページ
- ・千葉県災害ボランティアセンター

- ・被災地でのボランティアをされているみなさまへ。被災地の暮らし材料、ボランティアバス、活動の注目点など



English Mobile



### 3.11 救援情報サイト

## 助けあいジャパン

内閣官房復興ボランティア活動支援プロジェクト

3.11 Disaster Relief Information Portal Tasukeai Japan  
in cooperation with The Cabinet Bureau's Voluntary Cooperation Office

できるだけ正確な情報をとどけること、  
助けたい気持ちがある人の、ピントやきっかけになること、  
そして、過去にしないこと、いつしょに未来をつくること。

助けあいジャパンの考え方

助けあいジャパンの主張 (4月13日)

最新

トップページ | 救けあいの入り口 | 政府・各庁などからの最新情報 | ボランティアする人に読んでほしいこと | 役に立つ情報へのリンク集

## 被災地でのボランティアを考えているみなさまへ

### 協賀メッセージ

被災地から出てきているさまざまな要請を踏まえ、いくつかのポイントを整理してお伝えします。  
[メッセージを読む](#)

### ボランティア募集状況

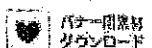
- 現地でのボランティア募集情報は[こちら](#)
- 被災地の派遣ボランティアセンター (VC) の位置・募集状況は[こちら](#)

### ボランティアバス募集状況

現地への交通、宿泊場所などがセットになったボランティアバスやボランティアーアップの参加者募集情報です。全国の社会福祉団体や、NPO、民間企業が募集を行っています。  
[ボランティアバス](#)

### FAQ

ボランティアに関するよくある質問をまとめました。  
[ボランティアFAQ](#)



平成23年5月31日

内閣官房震災ボランティア連携室

岩手県・宮城県・福島県の災害ボランティアセンターに登録し活動を行った人数

期間	3県計	岩手県	宮城県	福島県
----	-----	-----	-----	-----

3月(21日間)	54,200(2,581)	11,900	26,600	15,700
4月(30日間)	147,900(4,930)	34,800	92,600	20,400
5月(29日間)	161,500(5,569)	45,600	86,600	29,300
5月22日までの累計	363,600(4,040)	92,300	205,800	65,400

GW前 (3/11～4/28 計49日間)	183,900(3,753)	42,800	107,800	33,300
GW期間 (4/29～5/8 計10日間)	81,200(8,120)	19,400	45,500	16,400
GW後 (5/9～5/29 計21日間)	97,800(4,658)	30,000	52,200	15,900

<GW期間内訳>

4月29日	7,500	1,600	4,700	1,200
30日	10,400	2,300	6,400	1,600
5月1日	9,800	2,300	5,700	1,800
2日	8,300	1,800	4,900	1,700
3日	11,500	2,800	6,200	2,500
4日	11,200	2,500	6,200	2,500
5日	6,900	1,800	3,500	1,700
6日	5,100	1,800	2,100	1,100
7日	5,700	1,300	3,100	1,200
8日	4,800	1,100	2,700	1,100

期間	3県計	岩手県	宮城県	福島県
----	-----	-----	-----	-----

<週ごとの人数(それぞれ月曜日から日曜日まで)>

3月11日～3月13日	500	200	0	300
～3月20日(日)	12,000	3,000	5,600	3,400
～3月27日(日)	27,700	5,400	12,600	9,700
～4月3日(日)	28,300	6,200	17,400	4,700
～4月10日(日)	31,000	6,900	19,100	4,900
～4月17日(日)	36,000	8,600	23,000	4,400
～4月24日(日)	31,500	8,000	20,200	3,300
～5月1日(日)	45,000	10,600	27,000	7,400
～5月8日(日)	53,800	13,300	28,700	11,800
～5月15日(日)	34,300	9,200	19,200	6,000
～5月22日(日)	33,900	10,900	17,300	5,800
～5月29日(日)	29,600	9,900	15,700	4,100

<発災時から1か月単位の累計>

4月11日(月)	103,500	23,000	57,000	23,400
5月11日(水)	172,800	41,400	102,900	28,400

(注)

- ・全国社会福祉協議会のとりまとめ(5月31日現在)より作成。
- ・各地の災害ボランティアセンターに登録し、活動したボランティアの数をまとめたものであり、災害ボランティアセンターに登録せず、NPO・NGOや各種団体経由で直接活動を行うボランティアの数は含んでいない。
- ・カッコ内は1日当たりの平均人数を示す。
- ・100人単位の概数のため端数処理により合計が合わない部分がある。

# 東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（震災対応事業）

## 趣旨

- 今般の東日本大震災により、東北地方の沿岸部を中心に、多くの方がその生活基盤を奪われ、被災地内外での避難生活を余儀なくされていることから、被災された方々の雇用の場を早急に確保することが重要な課題となっている。
- このため、重点分野雇用創造事業等の雇用創出のための基金事業について、実施要件の緩和と基金の積み増しにより、被災された方々の雇用機会を創出する事業を実施する。

## 震災対応事業の概要

- ◆ 重点分野雇用創造事業の基金を積み増して(23年度補正予算:500億円)拡充し、「震災対応事業」として、被災した失業者の雇用機会を創出する事業を実施。

### 事業概要

- 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
- 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行う事業

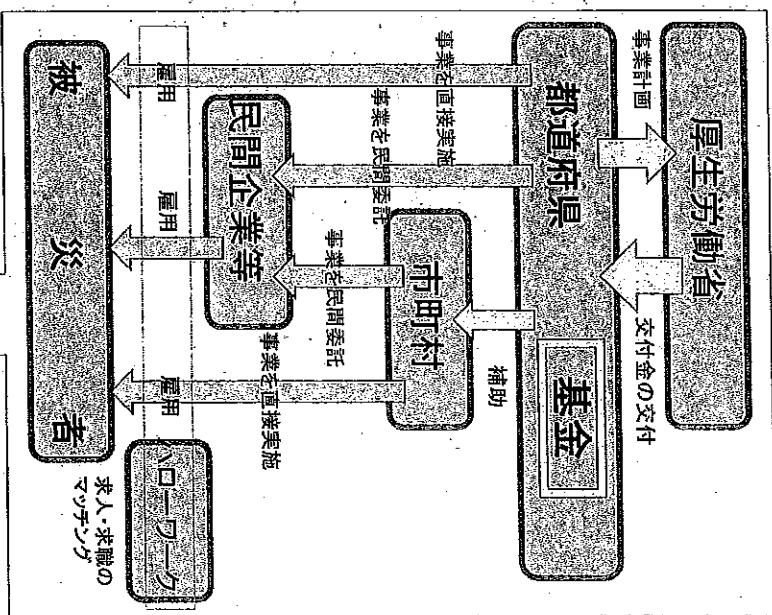
### 【事業例】

- 仮設住宅における高齢者の見守りや配食サービスを行う事業
- 被災地域の環境美化、まちづくりのための植栽を行う事業
- 子どもの一時預かりや子育て支援を行う事業
- 農水産物や観光地のPR事業

- ◆ 対象者
  - 被災求職者(青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木及び千葉県の災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた方及び当該地域に居住していた求職者。)
- ◆ 実施要件
  - 「震災対応事業」で実施する事業は、原則として、被災求職者を雇用。
  - 事業費に占める新規に雇用される被災求職者の人件費割合は1／2以上。

- ※ 緊急雇用創出事業でも、震災対応事業と同様の取組みが可能。
- ※ 雇用期間の更新については、被災求職者については、震災対応事業を含む重点分野雇用創造事業、緊急雇用創造事業とともに複数回更新可とする。

## 《事業スキーム》



## 緊急雇用創出事業実施要領（抜粋）

### 第10 事業計画全体としての要件等

（抜粋）

また、基金事業における人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定するものとする。

## 雇用創出基⾦事業を活用した「震災対応」事業例

国の交付金により都道府県に造成した基金により行われている雇用創出事業である「重点分野雇用創造事業」で、対象分野に新たに「震災対応分野」を追加するなどの実施要件が緩和されました(4月5日)。このため、自治体が直接、あるいは企業やNPO、商工会、農協、漁協等に委託することにより、被災された方々を雇用し、例えば以下のような業務に携わって頂くことができますので、積極的に活用下さい。

### 避難所・仮設住宅などでの活用

#### ○ 被災者自身による避難所等の運営

- 飲食の配膳、清掃
- 食料・資材の調達・運搬

#### ○ 避難所・仮設住宅などでの安全・安心の確保

##### ➢ 安全パトロール

##### ➢ 高齢者・障害者の見守り

##### ➢ 子どもの一時預かり、学習支援

##### ➢ 仮設診療所の設置

##### ➢ 保健指導、心のケア

#### ○ その他

- 運行バスの運転(学校等の送迎)
- 仮設住宅管理事務補助

### 行政事務での活用

#### ○ 増加した行政事務の補助

- 住民票等受付・発行
- 電話交換業務
- 来庁者の窓口案内、整理・誘導

#### ○ 震災に対応した行政事務の補助

##### ➢ 義援金給付事務補助

##### ➢ 支援物資の仕分け・梱包・配達

##### ➢ 避難所等の巡回相談

##### ➢ 避難所等のニーズ調査・把握

##### ➢ 避難施設の連絡員

##### ➢ 震災証明発行事務補助

- 仮設住宅等への入居に関する事務補助

### 復旧・復興事業での活用

#### ○ 当面の復旧に関する事業

- がれきの片付け
- 流出した漁具の回収
- 高齢者の住宅の片付け

##### ➢ 観光施設の清掃

##### ➢ 公園等施設の清掃

#### ○ 復興に向けての事業

##### ➢ 街角の花壇づくり

##### ➢ 農水産物の復興PR

##### ➢ コミュニティビジネス支援

##### ➢ 観光地のPR、観光ガイド

##### ➢ 病院、商店等のマップ作成

##### ➢ 高齢者宅への配食サービス

- 高齢者への買い物、通院の付き添いサービス

## 新しい公共支援事業

(平成22年度補正予算(87.5億円))

「新しい公共」の拡大と定着を図るため、各都道府県に交付金を配分し、各都道府県に設置する基金を用いて、NPO等の活動基盤整備や寄附募集の支援等を行うことにより、「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするとともに、NPO、地方公共団体、企業等が協働する取組を支援する。

### 事業内容(2年間で実施)

1. 都道府県(又は委託を受けた中間支援組織等)が、NPO等の民間非営利組織に対して、以下の事業を実施し、活動の阻害要因を解決

- ① NPO等の活動基盤整備のための支援事業  
(例:財務諸表の作成支援)
- ② 寄附募集支援事業(例:寄附募集イベントの開催)
- ③ 融資利用の円滑化のための支援事業  
(例:専門家派遣による個別指導)
- ④ (行政機関から業務委託を受けるNPO等に対する)つなぎ融資への利子補給事業

2. NPO等の民間非営利組織、地方公共団体等が連携して、以下のモデル事業を実施

- ⑤ 新しい公共の場づくりのためのモデル事業  
(多様な担い手が協働し、地域の諸課題の解決を図る取組)
- ⑥ 社会イノベーション推進のためのモデル事業  
(社会的な課題の解決に向けて、既存の制度や規制の制約を乗り越える取組)

### 基本スキーム

**地域のNPO等**

NPO等を後押し  
する事業を実施

透明性の高い官民  
協働の仕組み

**新しい公共支援  
事業運営会議**

事業の力アップ  
イン作成、事業  
の評価 等

連絡調整

基本方針・事業  
計画の検討、個  
別事業の選定  
等

**国**

交付金

**都道府県**

「新しい公共」…「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な取り組み・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術、文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。

## 新しい公共支援事業による東日本大震災への対応

●ステップ1 「新しい公共支援事業」の運用について(参事官通知) 3月18日

・都道府県に對し震災対応案件について十分配慮するよう<sup>に</sup>要請

●ステップ2 支援事業ガイドラインの改定 4月12日

① 支援事業全体  
震災対応への十分な配慮

②新しい公共の場づくりのためのモデル事業  
・震災対応案件については予算枠の上限(1/2)を超えて実施が可能  
・運営委員会へは事後報告でも可能  
等を規定。

# NPO等の活動支援を目的とする民間資金について

社会福祉法人やNPO法人などが、集めた寄付金を基に東日本大震災に関するNPO法人やボランティア団体の活動に助成を行っている。

## ○ 主な助成団体(助成先の公募が行われている)

実施主体	助成制度名称	助成金総額	一件あたりの最大助成額
中央共同募金会	災害ドランテイア・NPO活動サポート募金	約19.6億円(5月26日現在)	原則300万円
日本財団	東北地方太平洋沖地震災害にかかる支援活動助成	約15.7億円(5月27日現在)の一部	100万円
ジャパン・プラットフォーム	「共に生きる」プロジェクト	10億円(当面)	1,000万円

注:助成の対象・条件等や申請方法については各組織により異なるため、詳細は各団体のホームページ等により確認が必要

○ その他の助成団体(6月1日時点で把握しているもの)  
日本ユニセフ、ジャストギビングジャパン、京都地域創造基金、(仮称)地域創造基金みやぎ、日本フランソロピー協会、JKA、Think the Earth基金、mundef、日本NPOセンター等、パブリックリソースセンター

## 要望書

国土交通大臣殿

平成 23 年 5 月 27 日

鍼灸マッサージボランティアはりきゅう便

代表 田辺千晶

### 1. 要望

- ① ボランティアに対する高速道の無料化について早期に法制化してください。
- ② ボランティアの高速道通行料免除申請を簡素化してください。

### 2. 背景

今回の大地震、大津波による被害は、北関東から東北地方に及ぶ広範囲に広がっています。ボランティアの多くは関東以西の遠隔地から被災地へ向かっているため、移動には東北道等の高速道路を利用せざるを得ません。

一方、ボランティアとして被災地で活動するためには、一人、約 1 週間で数万円以上の費用を要しているのが事実で、今回の災害では、多数のボランティアが活動することを求められているにも関わらず、活動に必要な資金を調達できず、ボランティアとして被災地へ赴けない事例も散見されます。また、これまでボランティアとして活動してきた団体であっても、被災地へ赴く都度必要となる高速道の通行料は大きな負担となっています。

さらに、現在東京 23 区内で実施されているボランティアに対する高速道通行料免除制度は、被災地のボランティアセンター等が発行する要請書の提示、利用毎の車両、運転者、経路等の詳細を明記した申請書の提示等、非常に繁雑な手続きが必要で、迅速性が求められるボランティア活動に大きな支障を与えています。

### 3. 要望の具体的な内容

総理は被災地支援の一環として東北道の無料化、ボランティア活動の支援を宣言されていますが、実際には関東以西から多くのボランティアが被災地で活動しています。それらボランティアは、東北道のみでなく名神、東名等の高速道、首都高速道等の有料道路を実態として利用しています。前述のとおり、

ボランティア自身の負担は現状、非常に大きく、ボランティア募集の大きな障壁となっています。

被災地では、ボランティアに対するニーズは非常に高く、当面はそのニーズが続くものと考えられます。そこで、ボランティアを広く募集し、希望するボランティアが一人でも多く応募できるよう、費用負担軽減の一環として、交通費の軽減、即ち、ボランティアに対する高速道（東北道のみならず、全ての高速道）の通行料を免除していただきたいと考えます。また、自治体毎に免除申請への対応が異なるようにも聞いており、東京23区内では現状、日増しに複雑化している免除申請手続きの簡素化も併せてお願ひいたします。

#### 4. 連絡先

- ・ 所属、担当者

鍼灸マッサージボランティアはりきゅう便  
事務局 福田芳巳

- ・ 電話番号

090-4757-9347

- ・ メールアドレス

fukud-y@samba.ocn.ne.jp  
smvolunteer@live.jp (代表アドレス)

以上、よろしくお願ひいたします。

## 2011年6月1日 第4回省庁連絡会議

### 【要望事項】

NPO・NGOが被災者支援のために取得・使用する自動車について、

- ① 自動車取得税・重量税を、被災者と同様に特例的に免除していただきたい。
- ② 被災地における車庫証明について、省略あるいは簡略化していただきたい。

### 【理由】

今次の大震災において、多くの被災者が、自家用の自動車を流されて失い、これから生活の復旧・復興の活動を行っていくうえで、非常な不便をきたしていることは、すでにご承知のとおりです。

東京災害ボランティアネットワーク（東災ボ）では、このような被災住民の生活復興活動を支援するため、「被災地における無料レンタル“アッシーくん”作戦」を展開します。自動車を避難所や仮設住宅団地に数台ずつ配置し、住民（たとえば避難所のリーダー等）に管理してもらって、買い物、通院、通学、家の片づけや仕事探し等に、使ってもらいます。いわば、被災地におけるカーシェアリングです。

現在、東災ボでは、約20台近い車を確保し、現地での受け入れ態勢作りを始めています。うち5台は中古車会社（ガリバー）さんの支援事業として、諸費用を含む管理をしていただいたうえで、期限を限っての貸し出しとなります。

1) 10数台については、NGO（生協パルシステム）が購入・所有したうえで、東災ボを通して被災地に貸与します。（被災者を「使用者」として現地で移転登記予定）

その際、通常の手続きをしますと、中古車15台の購入価格約1500万円に対して、諸費用350万円、うち初年度税金（所得税、重量税）約50万円となります。

自動車については、1~2年間の支援活動に使用のち、被災地NPO（社協を含む）に寄付する予定です。

この税金部分（1年後の課税も含めて）を被災者に対する支援制度を適用して免除いただければ、その分でさらに中古自動車1台を購入できます。

2) 合わせて、被災者を使用者として移転登記をする際も、車庫証明を取ることが現状では難しいケースがあります。

これについても、車庫証明の省略あるいは簡素化で、柔軟な対応をお願いしたい。

### 【提出者】

□五辻 活 (いつつい めぐみ)

□パルシステム生協連合会 21世紀型生協研究機構研究員 山梨災害ボランティア連絡会議

□連絡先／携帯090-1507-6450 Email: [megu-5@nifty.com](mailto:megu-5@nifty.com)

# 東日本大震災支援今治

## 1. 高齢者のグループホームを抱える、経営者の救済

- 福島では放射能被害のため、高齢者に限らず避難所を 1~2 週間で移動しているところが多々あります。そのためか高齢者の痴呆つまり、認知症が急激に進行してしまっている。(実証はされていませんが、誰の目にも同じ事として映っていると言う一般常識内)
- 経営者が解決策として打ち出したのが、赤字覚悟でマンションを借りて利用者が安定した生活を送る方策をとった。
- 問題なのは赤字でどのくらいやっていかれるのか、やっていかれなくなった時このホームの人たちの受け入れ皿はあるのか、用意されているのか。
- 政府はこの事実を把握しているのか。しているならばどのような手を打っているのか、把握出来ていないのならば、今後どのように方策をとられるのか。

## 2. 支援物資のミスマッチの解決策を考えて頂けているのでしょうか

- 各県庁に集められた、それぞれの都道府県の支援物資が、避難所の被災者に届けられない状況があります。
- なかには支援物資の担当と言うことで、特権を与えられたと勘違いしている市の職員も居ます。そんな市の職員は、私たちの様な小さな一団体に自分は特別だと言わんばかりの態度でした。しかし、政府からの調査員には襟を正して、物資は不公平のないように全避難所に、避難所からの要請があるものを送っています。と話されたそうです。(本人談) 今後物資に関しては、もっと吟味し、審査をしてから提供するとおっしゃってました。個人名に関しては、ご勘弁ください。もしも、お知りになりたい場合は会議後に、個人的にどこの市町村の方でどの部署なのかをお話します。
- このように物資に関してはさまざまな問題を含んでいます。各県での取り組みも大きく違います。各県庁倉庫に眠るのは、冬物衣料・・・これをリフォームと言っても生地の違いからなかなか難しい面があります。またリフォームは県は行っていません。倉庫内に従事するボランティアが、無駄にしたくないと知恵を振り絞っています。あと、3~4ヶ月もすれば秋冬物も喜ばれるでしょうが、現在欲しいのは夏服なのです。しかし、宮城県からは夏服要請はないということで、愛媛県も今治市も動きません。私たち市民ボランティアに協力はお願いするが、そちらからの協力は得られないとの話でした。支援物資が余ってしまった時に、メディアにそのことを知られたり。公表されることが怖いそうです。大阪市の事を例に挙げて話をされました。保身が一番の危機管理課などに命を預けられません。省庁の方々も、各都道府県に任せてあるからではなく、47しかない都道府県なのですから現状把握とシステム改善を各知事と連絡を取っていただきたい。これから支援物資はどうして行くべきか、官民一体となって遣るべきなのではないのか

- 参考までに、ご存知かも知れませんが岩手県では個人からの支援物資の受付を、登録制と言う新しい発想を持って始めました。必要なところに、必要なものを、必要な数だけこれから仮設住宅への移転が始まれば、このシステムを考慮しても良いのではないでしょうか。

### 3. 医薬品・医療品が未だ全国的に不足している事態を厚生労働省はどう考えているのか

- 国立がんセンターにおいて医療品・医薬品の不足のため、患者に薬が十分に提供出来ない事の理解を求める紙があちこちに貼られていました。(参考は別紙にて)
- 前回、伺ったエンシェアについても、いまだ厚労省からの回答は頂いていません。

### 4. 新たな避難区域の方々のペット事情

- 飯館村・川内村のペットの避難・保護・救出を早急にお願いします。飯館村で確認が取れている救出要請のペットは1万頭居ます。出来ることなら、ペットと一緒にに入る避難所をご用意いただきたい。また、全てをと言うのは無理だと言うことも理解しています。ならば、ペットシェルター等を作っていただき、有償ボランティアと専門職の方にお願いして維持する事も考慮いただきたい。
- 仮設住宅はペットが飼える専用、仮設住宅を作っていただきたい。ペットを買っている人は、コミュに関係なく動物を通して親しくなる。
- 独居の高齢者には、動物が嫌いな人のなかから被災したペットの里親になってもらう。高齢者も動物と暮らすことで、会話ができる。また、ペットを飼うことで自分が面倒を見てあげなければならない存在に生きがいを見出す人が多くなる。

## 東日本大震災支援今治

代表 出口侑親 (デグチュウシン)

情報・広報担当 出口ゆかり

関東支部長 境 ユキ江

ペット支援部長 曽根亜喜子

今治本部 愛媛県今治市中寺122-2

電話 090-9779-2412

FAX 0898-34-5150

代表 E-mail [imabari-honbu@ezweb.ne.jp](mailto:imabari-honbu@ezweb.ne.jp)

HP [http://www.geocities.jp/shinsaishien\\_imabari/](http://www.geocities.jp/shinsaishien_imabari/)

# 東北地方太平洋沖地震に伴う医薬品・医療機器の

## 供給不足の可能性について

患者さん及びご家族の皆様へ

東北地方太平洋沖地震により被災された方々におかれましては、当職員一同お見舞いを申し上げます。

さて、地震発生後の東日本では、時間停電や燃料不足により物流が滞っています。特に、製造工場、倉庫などが同地域にある医薬品・医療機器については、供給が不十分な状況にある、もしくはその様な状況に至る可能性が高いと製薬会社等から聞きました。

つきましては、当院の医薬品・医療機器の提供に関しては、適正な管理を行って参りますが、一部の製品に限っては、当面の間、長期処方ができなくなる可能性があります。

当院としては、安定供給に鋭意努力して参りますが、不測の事態にはご理解ご了承の程お願い申し上げます。

平成26年3月16日  
四国がんセンター院長 新海 啓

## 第4回震災ボランティア・N P O等と各省庁との定例連絡会議

2011年6月1日

### 1. 要望・提案・確認事項

- ①放射線の線量計の医療機関への普及
- ②「被災者の医療費一部負担金免除」の積極的な広報活動と周知

### 2. 理由

- ①放射線の線量計を福島県内のすべての医療機関への普及を要望いたします。  
現在、メーカーに注文してもまったく入荷がない状況です。福島県では放射線に対する不安が大変強い状況が続いています。放射線に対する相談に医療機関として適正な対応ができるように、放射線の線量計が入手できるように現状の改善を要望いたします。
- ②「被災者の医療費一部負担金免除」について、制度が周知されていない現状があり、「あとからまとめて請求が来るらしい」「お金がかかるから診察しないほうがいい」という誤った情報を受け取っている人の声を聞きます。  
被災者の方に安心して医療を受けていただけるように、「被災者の医療費一部負担金免除」についてのわかりやすいポスターの掲示や積極的な広報活動で制度が広く周知されるように要望いたします。

### 3. 所属・氏名・連絡先

日本医療福祉生活協同組合連合会

藤井啓子

TEL 03-4334-1580

E-mail ke\_f@hew.coop

## 【要望・提案】

- ・4月28日発行「生活支援ハンドブック」5月12日発行「生活再建・事業再建ハンドブック」が岩手・宮城・福島3県の避難所・自治体・コンビニ・スーパーで配布されているとのことです。当方調べでは福島県南相馬市・福島市中通り・会津若松市、宮城県気仙沼市・仙台市・石巻市渡波、岩手県釜石・上閉伊郡大槌町ではそのようなハンドブックを戴いたことはないとのことです。被災地の方々にとって必要な情報が記載されているにも関わらず、これだけ配布されていないのは何故でしょうか。答えは簡単でした。

- 1 市町村役場もそのようなハンドブックの存在を知らない。
- 2 圧倒的に公布されたハンドブックの冊数が足りない。
- 3 民間ボランティアが配布されていない地区を確認して配布するので下さいと言っても、民間ボランティアには配布しない。

何れかに当てはまると思います。

県市町村も謂わば被災地です。人手が足りない中で避難所・自治体に配布されされるものでしょうか。コンビニ・スーパーにいけない方も身体問題・道路の冠水・地盤沈下で多数居られます。そもそもこれらのハンドブックの存在を知らない方が多々いらっしゃいます。

早急に調査を進め、公布部数を増やして下さい。

(個々ボランティア団体でコピーして配布して下さいとおっしゃるのでしょうか。)

県市町村の問い合わせ電話だけで満足しないで下さい。実際に現地に行って調査して下さい。

メディア等でも発行した旨をもっと伝えて下さい。

そうすれば、他県にいる知人からでも知らせる事が出来るかもしれません。

- ・ 義援金の受け取りに時間がかかっていることについても、市町村の建物の被災状況を調査しないといけないからであり、その市町村も被災地なのですから人手が足りないのは当たり前だと思います。他県の市役所などから人手を派遣することはできないのでしょうか。
- ・ 各地で食料・物資の配給が停止されていますが、震災で仕事も失い・家も半壊・家電製品も水で破損された方が、これからいくらお金がかかり・どれだけお金が入ってくるのか分からぬ状況であれば食料・物資の配給が停止されれば困窮状態になるのは当たり前だと思います。その一方でやっとお店を再開された方々にとっては食料物資の配給があると経営難になります。これは負の連鎖だと思います。きちんとした社会保障を確立して下さい。
- ・ 津波による小学校の統合などにより給食センターも食材確保がままならず、パンと牛乳とバターなどのところが多々あります。今回の震災で被害を受けた方々の栄養バランスが偏り体調を壊す可能性が高く思います。改善策を考えて下さい。
- ・ ハローワークでは被災された方優先に雇用されるので、それより以前に就職先を探されていた方は後回しにされてしまい、就職難に陥っておられます。これも二次被害になるのではないのでしょうか。改善策を考えて下さい。

- ・ 最近メディアでは復興された場所や原発問題が多くとりあげられ他府県の方にとてはまだまだ復興してはいないということが伝わっていないように感じます。まだまだ支援の手が必要なことをもっとメディアで報道して下さい。それとともに市町村がボランティアを受け入れできる体制を整えて下さい。ボランティア受け入れ窓口が人員不足の市町村があります。
- ・ 被災地では充分な医療機関が不足している点についても改善策を考えて下さるようにお願いします。

#### 【確認事項】

- ・ 茨城県などでも甚大な被害がでていますが、「生活再建・事業再建ハンドブック」などが配布されないのはどうしてでしょうか。枝野官房長官は3県以外にも配布するようにしたいとおっしゃっていましたが、まだ詳細は決まっていないように思います。
- ・ 官邸サイトに「復興」をあなたの「仕事」にしませんか?と、記載されてありますが今現在仮設住宅建設に従事されている被災者の方々に日当の支払いが滞っているところもあります。このプロジェクトにおいてそのような問題は絶対に生じませんでしょうか。  
また被災地ではこのような情報を知ることも困難だと思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。
- ・ 出稼ぎ等で住所を移してしまって、実家は被災地なのに住民票を移したが為に義援金などの保障が受けられない方が多数いらっしゃいます。その点についてはどのようにお考えでしょうか。
- ・ 今回の東日本大震災では寒さ・感染症の蔓延・足りない食事など震災当初の避難所暮らしの大変さが伝わりましたが、中にはそれに耐えられなく市外や県外の知人や親戚、被災者向けの他府県の自治体が用意した公営住宅に自主的に避難された方もいらっしゃると思います。  
自分たちの命と健康を守る為に正しい判断とも思います。しかしながら、自主避難された方々がその地域での自治体サービスを受ける為に住所を移した方は阪神淡路大震災の時にはもう神戸市民でないという理由で仮設住宅・復興住宅に申し込みすらできなくなってしまいました。  
今後このような問題も起こると思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

まだまだ伝えたいことがあるのですが收まりませんので次の会で提案させてもらいます。

どうか救われた尊い命を大切にして下さい。国民は国の財産です。

以上、宜しくお願ひ致します。

仙南支援部隊「チーム王冠」

恩田 和美

連絡先：090-2049-9298

i-kazusan@ezweb.ne.jp

# 東日本大震災支援全国ネットワーク（JCN）

Japan Civil Network for Disaster Relief in East Japan

## 《組織概要》

東日本大震災支援全国ネットワークは、東日本大震災における被災者支援のために結成された、全国の災害支援関係のNPO／NGO等、民間団体のネットワークです。

阪神・淡路大震災以来、被災者支援において民間団体も大きな力を発揮してきました。しかし、今回の震災では、その被害があまりにも甚大かつ広域であるため、個々の民間団体がそれぞれに活動していても、支援が届かない地域が出てしまうなど、私たちの支援が効果的に発揮されない可能性があります。

そこで、私たちは、災害支援に関するNPO／NGOをはじめとする民間団体で連携し、被災者の未来のために活動していきたいと考えています。

## 《活動内容》 活動内容は主に以下の8つがあり、それぞれにチームを形成して取り組んでいます。

- 資金チーム：寄附の効果的活用のための連携
- 地域ネットワークチーム：被災者支援の活動を行う各地のネットワークとの情報交換との連携など
- 制度チーム：制度要望など、政府との連携、規制緩和や災害政府への要望
- ガイドライン・チーム：支援する人のガイドライン作成
- 情報チーム：情報の集約と提供
- ユースチーム：より学生・若者が活動しやすくするための環境整備
- 国際チーム：国際協力NGO、海外のNGO等との連携
- 広報チーム：各種メディア対応
- ジェンダー／多様性チーム

## 《代表世話人》

- 東京災害ボランティアネットワーク／「広がれボランティアの輪」連絡会議 山崎美貴子
- 特定非営利活動法人 日本NPOセンター 田尻佳史
- 特定非営利活動法人 レスキューストックヤード 栗田暢之

## 《世話団体》（※は常任世話団体）

- 特定非営利活動法人 NPO事業サポートセンター ※
- 社会福祉法人 大阪ボランティア協会
- 特定非営利活動法人 国際協力NGOセンター（JANIC） ※
- 公益財団法人 公益法人協会
- 特定非営利活動法人 シーズ・市民活動を支える制度をつくる会 ※
- 特定非営利活動法人 静岡県ボランティア協会
- 認定特定非営利活動 市民活動センター神戸
- 認定特定非営利活動 ジャパン・プラットフォーム（JPF）
- 特定非営利活動法人 自立生活サポートセンター・もやい
- 公益財団法人 助成財団センター
- 社会福祉法人 中央共同募金会 ※
- 東海地震等に備えた災害ボランティアネットワーク委員会

- 東京災害ボランティアネットワーク
- 特定非営利活動法人 日本N P Oセンター ※
- 一般社団法人 日本サードセクター経営者協会
- 財団法人 日本財団 ※
- 日本生活協同組合連合会 ※
- 公益社団法人 日本青年会議所 ※
- 日本赤十字社 ※
- 財団法人 日本Y M C A同盟 ※
- 被災地N G O協働センター
- 「広がれボランティアの輪」連絡会議 ※
- 特定非営利活動法人 レスキュー・ストックヤード ※

(2011年3月20日更新)

《参加団体・協力団体》 5月30日現在 526団体

#### 《事務局》

東日本大震災支援全国ネットワーク事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5F

#### 《東日本大震災支援全国ネットワーク ご参加・ご協力のお願い》

東日本大震災の被災者支援で活動されているボランティア団体・N P O・企業等の皆さんへ。  
2011年3月11日、私たち日本は未曽有の大災害に見舞われました。多くの尊い命が奪われてしまいました。また、被災後、多くの方が過酷な状況下におかれています。私たち被災者支援のボランティア・N P Oは、このような方々の支援をすべくいち早く活動を開始しています。

過去、阪神淡路大震災、中越地震等の大災害が起きた際には、多くの被災者支援ボランティア・N P Oが、被災地に入り支援活動に奮闘しました。しかしながら図らずも、活動自体が被災地域に負担をかけてしまったり、支援者も活動中にケガをしてしまったり、ショックを受けて心に傷を負ってしまうなど悲しい事態も起こりました。

このような事態を最小限にし、個々の被災者支援ボランティア・N P Oそしてそれらと連携・協力する諸団体・機関が、最大限の力を発揮して、今回の大災害からの一日も早い復旧・復興を実現することが今求められています。

私たちは、今回、別紙の「メッセージ」を趣旨とし、「東日本大震災における被災者支援のために活動する全国のボランティア及びボランティア団体・N P O・N G O等の民間非営利組織を支援することを目的」として、「東日本大震災支援全国ネットワーク」を立ち上げたものです。ぜひとも、趣旨をご理解の上、多くの団体の皆さんのご参加・ご協力をお願いいたします。

【JCNへの参加申込はJCNホームページ（<http://www.jpn-civil.net/>）のウェブフォームよりご登録ください】

⇒ [http://www.jpn-civil.net/about\\_us/post.html](http://www.jpn-civil.net/about_us/post.html)